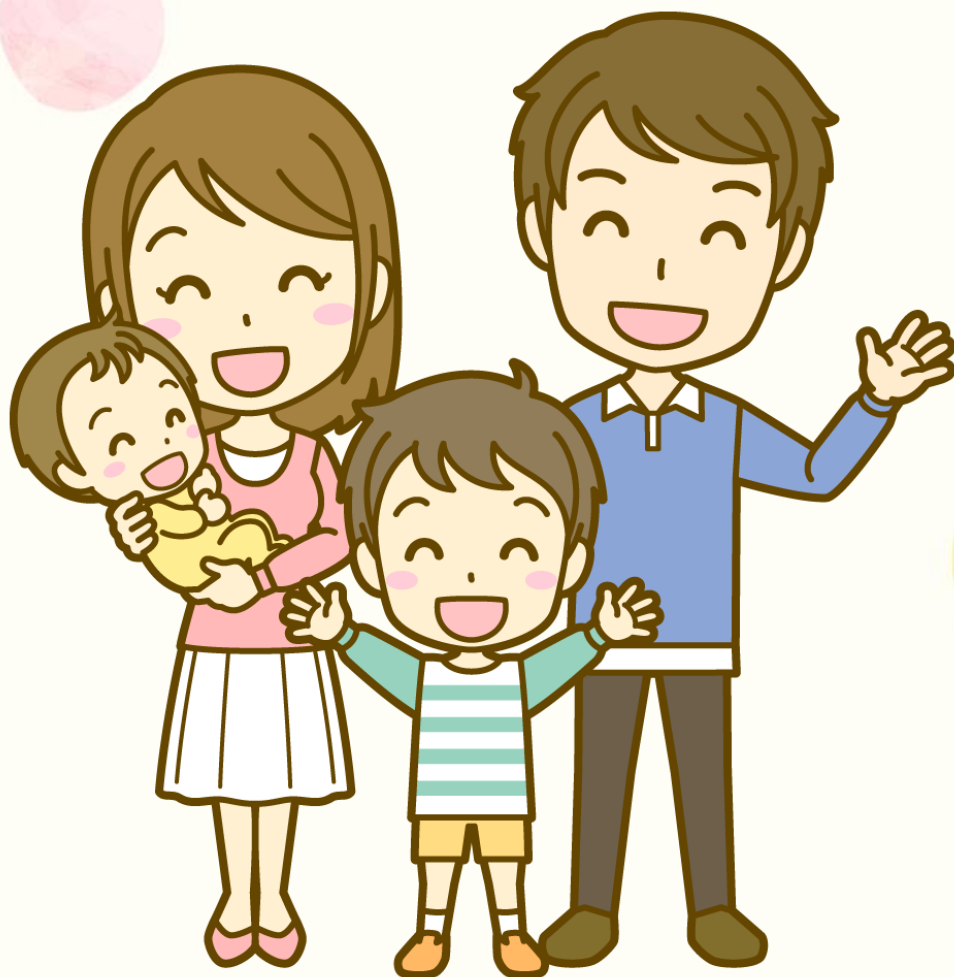


# 第三期 胎内市

## 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月  
胎内市



# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって.....               | 1  |
| 1 計画策定の背景・目的.....                | 3  |
| 2 子ども・子育て支援制度について .....          | 4  |
| 3 計画の性格と位置づけ.....                | 7  |
| 4 計画の期間 .....                    | 8  |
| 第2章 子どもをとりまく環境 .....             | 9  |
| 1 胎内市の現状.....                    | 11 |
| 2 人口の将来推計 .....                  | 21 |
| 3 子ども・子育てニーズ調査結果からわかる現状.....     | 23 |
| 4 子どもの生活状況調査結果からわかる現状 .....      | 32 |
| 5 第2期胎内市子ども・子育て支援事業計画の達成状況.....  | 37 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....             | 39 |
| 1 基本理念 .....                     | 41 |
| 2 基本目標 .....                     | 42 |
| 3 計画の体系図.....                    | 43 |
| 第4章 教育・保育提供区域の設定.....            | 53 |
| 1 教育・保育提供区域 .....                | 55 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業の区域設定 .....       | 55 |
| 第5章 子ども・子育て支援給付事業.....           | 57 |
| 1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 .....      | 59 |
| 2 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....  | 61 |
| 3 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....  | 61 |
| 第6章 地域子ども・子育て支援事業.....           | 63 |
| 1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保..... | 65 |
| 第7章 子どもの貧困対策推進計画.....            | 85 |
| 1 計画策定の趣旨 .....                  | 87 |

|                         |                                 |     |
|-------------------------|---------------------------------|-----|
| 2                       | 子どもの生活状況調査結果からみえた課題 .....       | 87  |
| 3                       | 計画の期間・計画推進にあたっての基本的な考え方等 .....  | 88  |
| 4                       | 胎内市子どもの貧困対策推進計画に基づく今後の方向性 ..... | 89  |
| 第8章 子ども・子育て支援関連施策 ..... |                                 | 93  |
| 1                       | 仕事と生活の調和の実現に向けた取組 .....         | 95  |
| 2                       | 少子化対策に向けた取組 .....               | 95  |
| 第9章 推進体制 .....          |                                 | 97  |
| 1                       | 推進体制及び胎内市こども家庭センターの設置 .....     | 99  |
| 2                       | 情報公開・提供の充実 .....                | 99  |
| 3                       | 進捗管理 .....                      | 99  |
| ■ ■ 資料編 .....           |                                 | 101 |
| 1                       | 胎内市子ども・子育て会議条例 .....            | 103 |
| 2                       | 胎内市子ども・子育て会議委員名簿 .....          | 105 |

## 第 1 章 計画策定にあたって



## 1 計画策定の背景・目的

勤務形態の多様化により保育ニーズの増大や地域のつながりの希薄化など、社会経済情勢の変化を背景とした子育て世代を取り巻く環境の変化による、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっています。そのため、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てをして、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは、社会全体の重要な課題となっています。

国においては、令和5（2023）年4月にこども家庭庁が発足し、令和5（2023）年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。

地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められます。

胎内市では平成27（2015）年3月に「胎内市子ども・子育て支援事業計画」、令和2（2020）年3月に、「第2期胎内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども・子育て支援施策を推進してきました。

このたび、計画期間が満了することに伴い、近年の社会潮流や情勢の変化に対応していくとともに、胎内市の宝である子どもたちが安心して健やかに育ち、また産み育てることができるよう、そしてさらに推進・発展させるため「第3期胎内市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 子ども・子育て支援制度について

### (1) 子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

#### — 子ども・子育て関連3法 —

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

#### ■「施設型給付」と「地域保育給付」の創設

従来別々に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されました。

#### ■認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられ、認定こども園の財政措置は「施設型給付」に一本化されました。

#### ■地域の子育て支援の充実

地域の実情に応じた「地域子ども・子育て支援事業」の充実が図られることになり、胎内市では、本計画の子ども・子育て支援事業計画で掲載のとおり実施しています。

#### ■市町村が計画の策定、給付・事業の実施主体

市町村が地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施することになりました。

市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

#### ■社会全体による費用負担

消費税率の引き上げにより確保される財源が幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実にあてられることになりました。

#### ■子ども・子育て会議の設置

国は有識者や子育て当事者、子育て支援事業従業者等が政策プロセス等に参画・関与する子ども・子育て会議を設置しています。市町村の地方版子ども・子育て会議の設置も努力義務とされており、本市では、「胎内市子ども・子育て会議」を設置し、施策の総合的な推進等に関する評価・審議等を行っています。

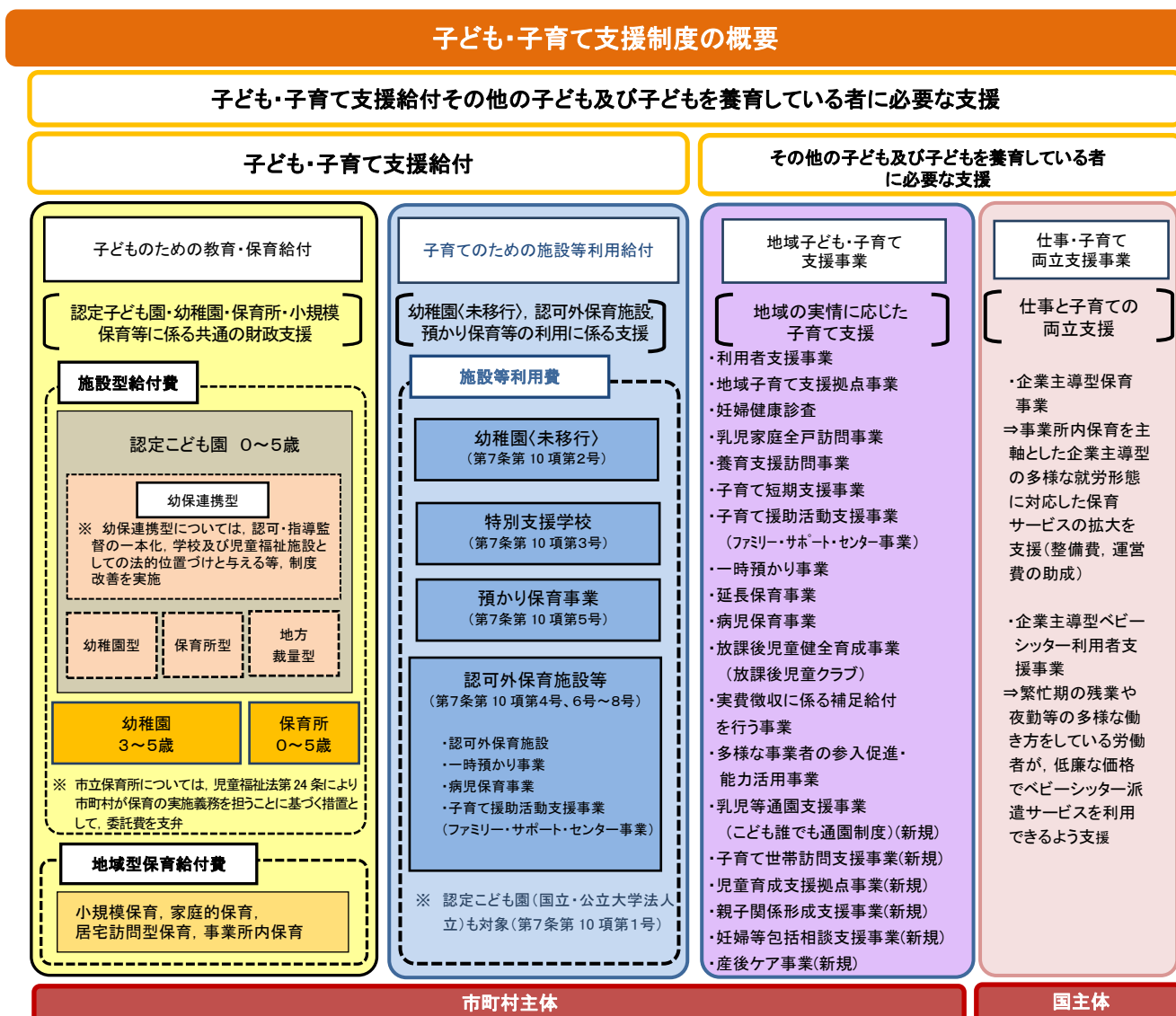
## (2) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で市町村が主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像



### (3) 子ども・子育て支援給付

#### ①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。（法定代理受領制度）

##### ◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

##### ◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、胎内市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

#### ②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園（子ども・子育て支援制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

### (4) 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は、胎内市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で19事業が定められており、そのいずれも交付金の対象となります。胎内市では、これらの事業の中から地域に必要なものを展開し、さらに、独自の施策と併せ、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

#### 地域子ども・子育て支援事業

|                                     |                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| ①利用者支援事業                            | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業                |
| ②地域子育て支援拠点事業                        | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業      |
| ③妊婦健康診査事業                           | ⑭こども誰でも通園制度（新規）                  |
| ④乳児家庭全戸訪問事業                         | ⑮子育て世帯訪問支援事業（新規）                 |
| ⑤養育支援訪問事業                           | ⑯児童育成支援拠点事業                      |
| ⑥子育て短期支援事業（未実施）                     | （こども第三の居場所）（新規）                  |
| ⑦子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポート・センター事業） | ⑰親子の絆づくり支援事業<br>（親子関係形成支援事業）（新規） |
| ⑧一時預かり事業                            | ⑱妊産婦等相談支援事業                      |
| ⑨延長保育事業                             | （妊婦等包括相談支援事業）（新規）                |
| ⑩病児・病後児保育事業                         | ⑲産後ケア事業（新規）                      |
| ⑪放課後児童健全育成事業<br>（なかよしクラブ）           | ⑳医療的ケア児保育支援事業（新規）                |

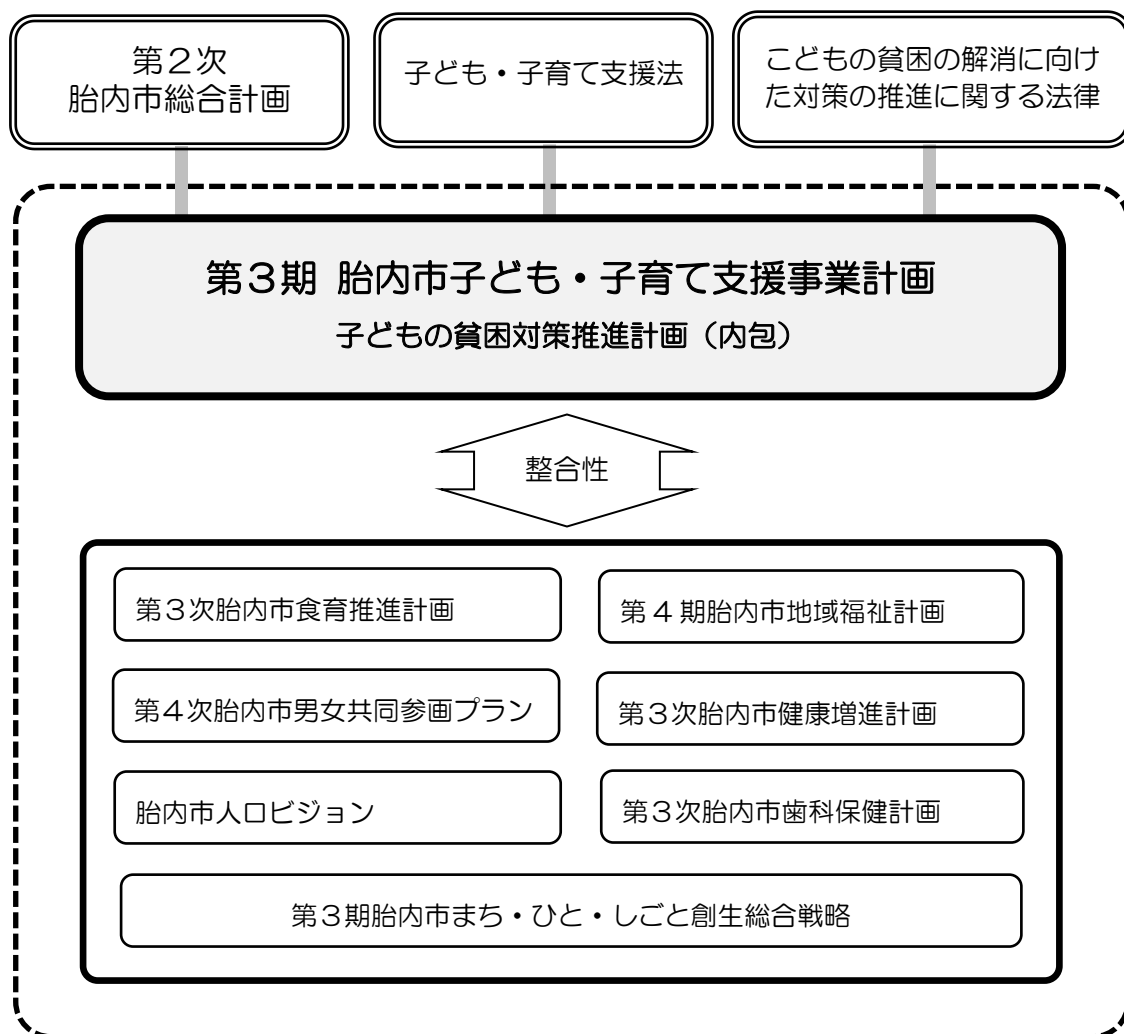
※「⑳」は子ども・子育て支援法に係る19事業には含まれていません。

### 3 計画の性格と位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「第2次胎内市総合計画」に則し、関連する各種個別計画とも連携を図りながら、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

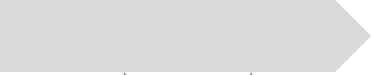
なお、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援基本計画」であり、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と一体化させて策定しています。

また、国・新潟県の子ども・子育て支援に関する各計画と整合のとれた計画となっています。



4 計画の期間

令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度までの5年間を実施計画の期間とします。

|                       | 令和<br>4<br>(2022)<br>年度                                                                                                       | 5<br>(2023)<br>年度 | 6<br>(2024)<br>年度 | 7<br>(2025)<br>年度                                                                                                           | 8<br>(2026)<br>年度 | 9<br>(2027)<br>年度 | 10<br>(2028)<br>年度 | 11<br>(2029)<br>年度 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 胎内市<br>総合計画           | <br>第2次胎内市総合計画<br>(平成29年度～令和8年度)            |                   |                   |                                                                                                                             |                   |                   |                    |                    |
| 子ども・子<br>育て支援<br>事業計画 | <br>第2期胎内市<br>子ども・子育て支援事業計画<br>(令和2年度～令和6年度) |                   |                   | <br>第3期胎内市子ども・子育て支援事業計画<br>(令和7年度～令和11年度) |                   |                   |                    |                    |

## 第2章 子どもをとりまく環境



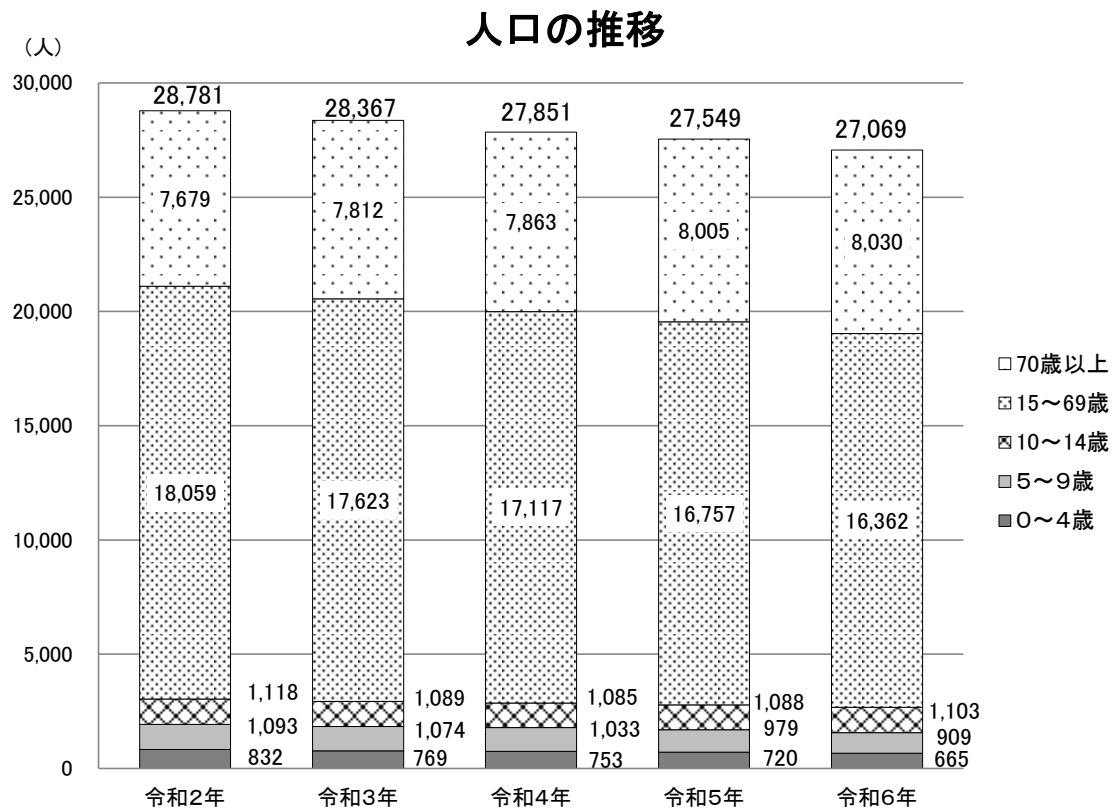
# 1 胎内市の現状

## (1) 人口の状況

### ①人口

胎内市の令和6年3月末時点の人口総数は、27,069人で、令和2年3月末時点と比較すると1,712人（6.3％）減少しており、人口減少傾向となっています。

各世代別にみると、70歳以上の世代は増加していますが、0～14歳の世代においては、366人減少しています。15～69歳の世代においては、1,697人減少しています。



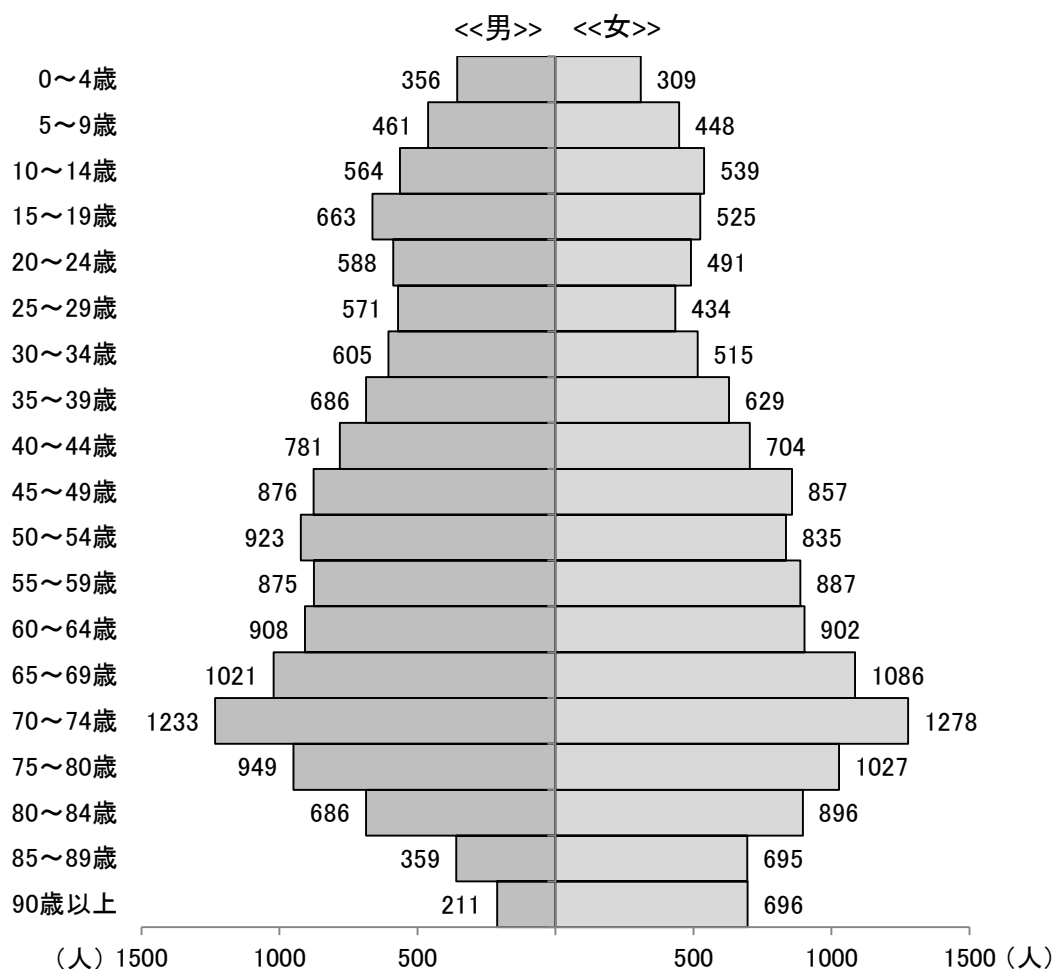
資料：住民基本台帳 各年3月末時点

## ②年齢別・性別人口

胎内市の令和6年3月末時点における年齢別人口構成は以下のとおりです。

年齢別に見ると、つぼ型になっています。人口が多いのは65～74歳の2つの年齢階層で、男女とも1,000人を超えています。子ども世代は、年齢が下がるほど少なくなっています。特に、0～4歳の人口合計は、65～69歳の年齢階層の人口合計の約三分の一にとどまっています。

男女別に見ると、60歳を超えると、ほぼすべての年齢階層で女性が多くなっています。



資料：住民基本台帳 令和6年3月末時点

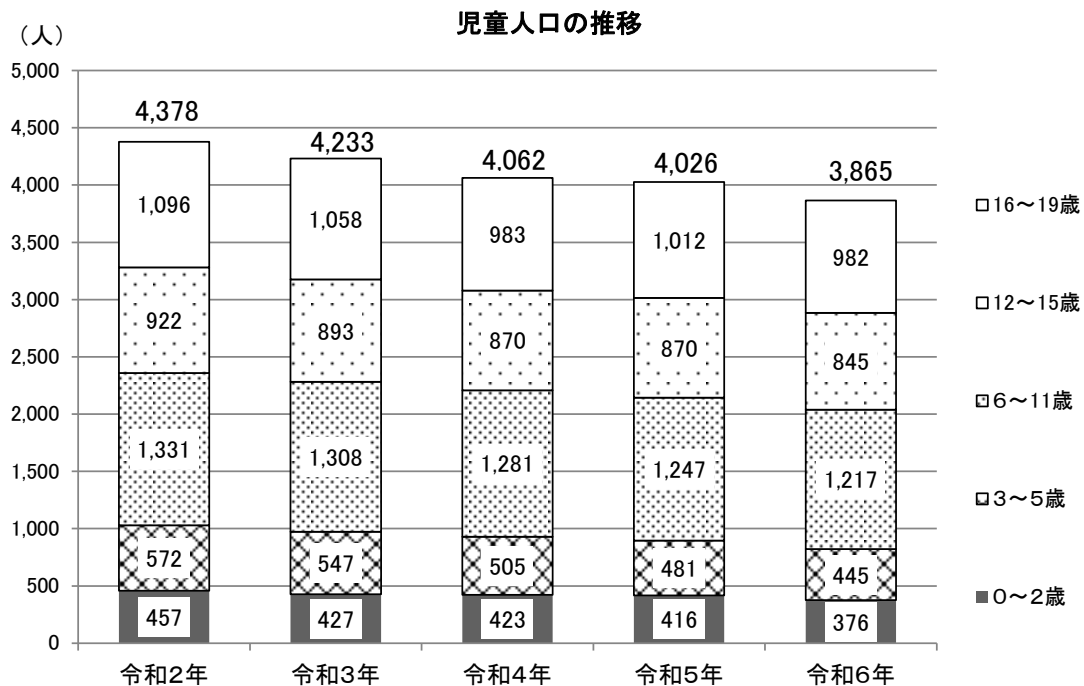
## ③児童人口

全体的に児童数は一貫して減少傾向にあり、引き続き少子化が進行すると見込まれています。

児童人口の推移

(単位:人)

|        | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳     | 133   | 133   | 139   | 125   | 100   |
| 1歳     | 153   | 141   | 137   | 149   | 124   |
| 2歳     | 171   | 153   | 147   | 142   | 152   |
| 3歳     | 173   | 169   | 154   | 148   | 143   |
| 4歳     | 202   | 173   | 176   | 156   | 146   |
| 5歳     | 197   | 205   | 175   | 177   | 156   |
| 6歳     | 228   | 194   | 204   | 180   | 175   |
| 7歳     | 244   | 226   | 192   | 206   | 181   |
| 8歳     | 213   | 238   | 224   | 192   | 203   |
| 9歳     | 211   | 211   | 238   | 224   | 194   |
| 10歳    | 229   | 211   | 211   | 235   | 227   |
| 11歳    | 206   | 228   | 212   | 210   | 237   |
| 12歳    | 232   | 207   | 222   | 210   | 209   |
| 13歳    | 212   | 232   | 208   | 224   | 208   |
| 14歳    | 239   | 211   | 232   | 209   | 222   |
| 15歳    | 239   | 243   | 208   | 227   | 206   |
| 16～19歳 | 1,096 | 1,058 | 983   | 1,012 | 982   |
| 合計     | 4,378 | 4,233 | 4,062 | 4,026 | 3,865 |



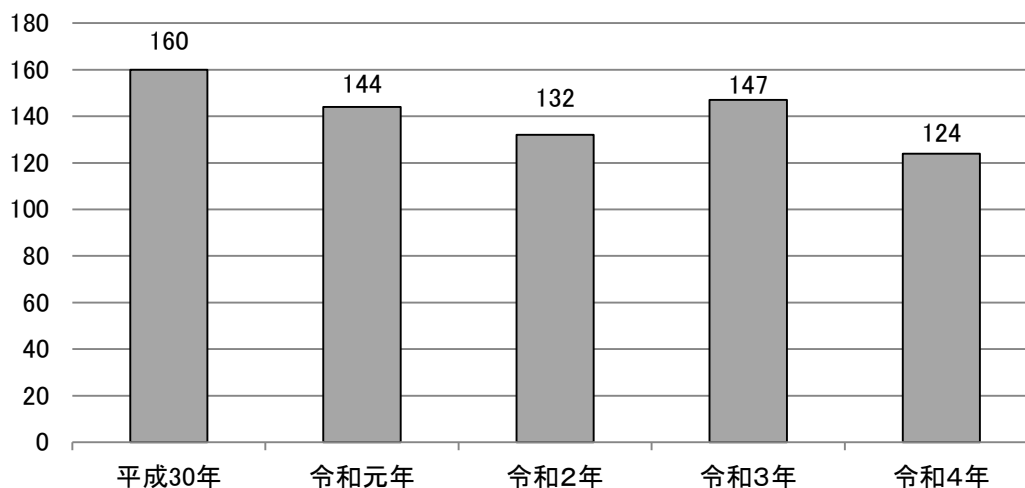
資料：住民基本台帳 各年3月末時点

## (2) 出生及び未婚率の状況

### ①出生数

胎内市における出生数は減少傾向にあります。

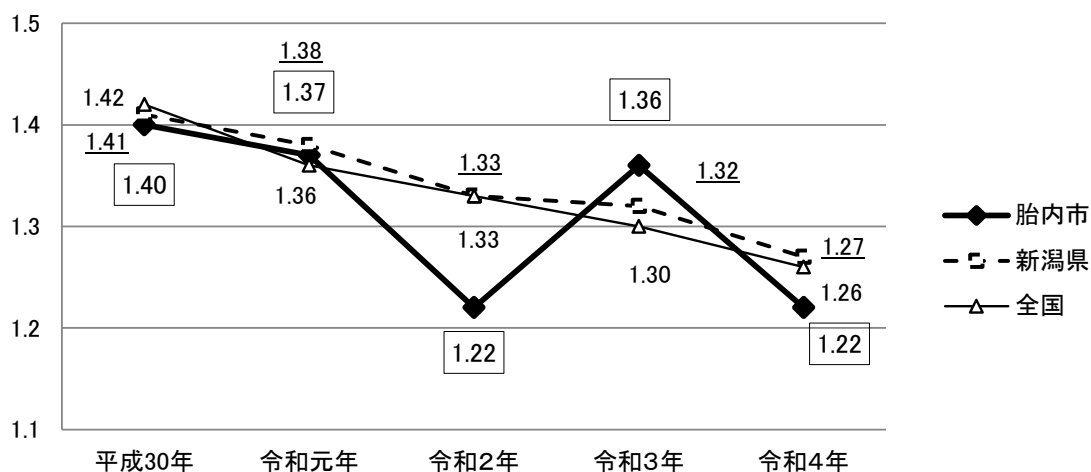
出生数の推移



### ②合計特殊出生率

胎内市の合計特殊出生率※は、全国や新潟県と同様に低下傾向が見られます。また、一般的に人口維持のために必要といわれる2.07より低い水準にあります。

合計特殊出生率の推移



資料：新潟県福祉保健年報

※合計特殊出生率：人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子どもの数を示す。

## ③未婚率の推移と比較（男性）

令和2年調査における胎内市の男性の未婚率は、25歳以上のすべての年齢階層で全国平均及び県平均より高くなっています。

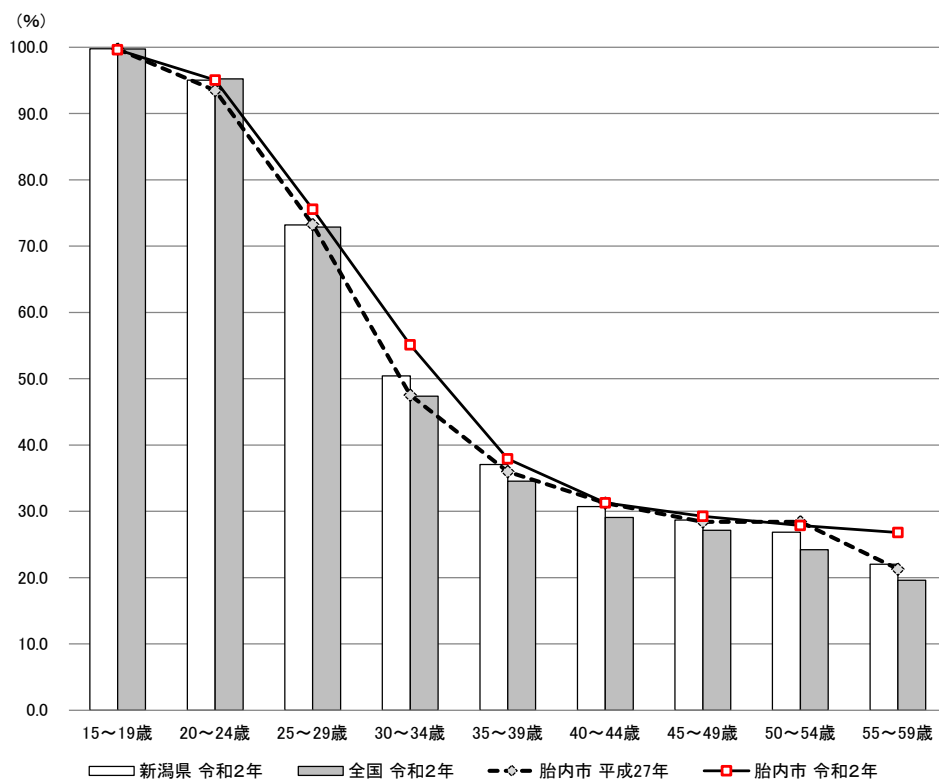
特に30～34歳の世代では、平成27年調査と比較すると7.6ポイント増加しており、かつ、全国平均及び県平均より約5ポイント以上高くなっています。

## 男性の年齢階層別未婚率

(単位: %)

|        | 胎内市   |      | 新潟県  | 全国   |
|--------|-------|------|------|------|
|        | 平成27年 | 令和2年 | 令和2年 | 令和2年 |
| 15～19歳 | 99.7  | 99.6 | 99.8 | 99.8 |
| 20～24歳 | 93.5  | 95.0 | 95.0 | 95.2 |
| 25～29歳 | 73.3  | 75.6 | 73.2 | 72.9 |
| 30～34歳 | 47.5  | 55.1 | 50.4 | 47.4 |
| 35～39歳 | 36.0  | 37.9 | 37.1 | 34.5 |
| 40～44歳 | 31.3  | 31.3 | 30.7 | 29.1 |
| 45～49歳 | 28.4  | 29.3 | 28.7 | 27.2 |
| 50～54歳 | 28.4  | 27.9 | 26.9 | 24.2 |
| 55～59歳 | 21.3  | 26.8 | 22.0 | 19.6 |

## 男性の年齢階層別未婚率の推移



資料：国勢調査

#### ④未婚率の推移と比較（女性）

令和2年調査における胎内市の女性の未婚率は、ほぼすべての年齢階層で全国平均及び県平均より低くなっており、55歳以上においては、未婚率が10%を切っています。

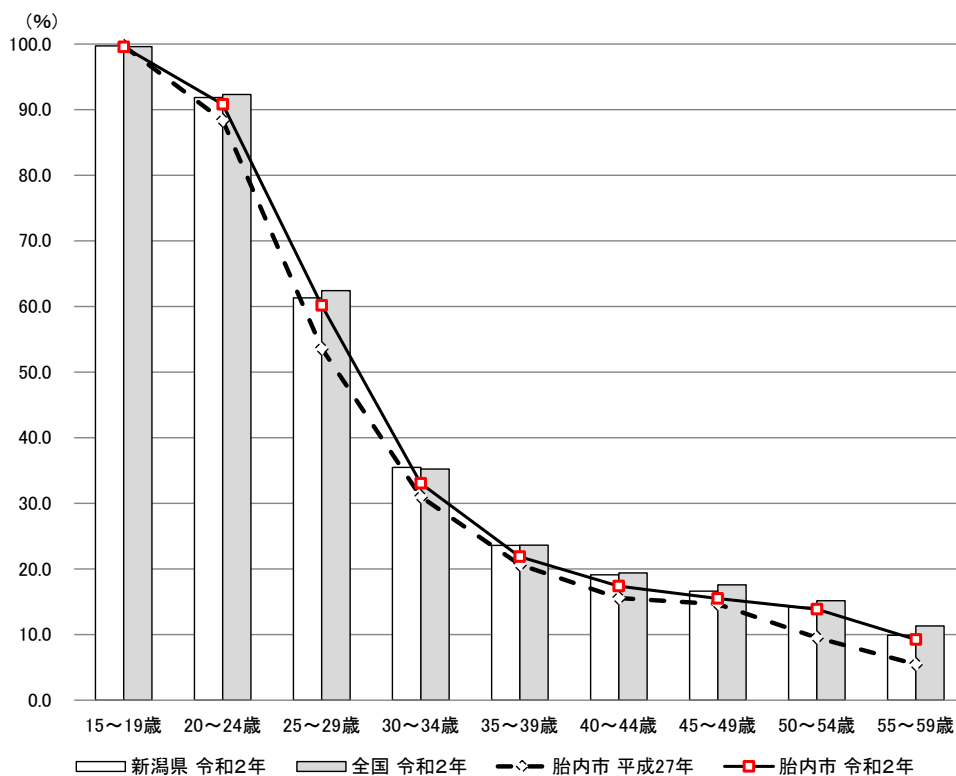
しかし、平成27年調査と比較するとほぼすべての年齢層で未婚率が増加しています。

#### 女性の年齢階層別未婚率

（単位：％）

|        | 胎内市   |      | 新潟県  | 全国   |
|--------|-------|------|------|------|
|        | 平成27年 | 令和2年 | 令和2年 | 令和2年 |
| 15～19歳 | 99.7  | 99.6 | 99.7 | 99.6 |
| 20～24歳 | 88.4  | 90.8 | 91.9 | 92.3 |
| 25～29歳 | 53.6  | 60.2 | 61.3 | 62.4 |
| 30～34歳 | 31.0  | 33.1 | 35.5 | 35.2 |
| 35～39歳 | 20.7  | 21.9 | 23.6 | 23.6 |
| 40～44歳 | 15.6  | 17.4 | 19.1 | 19.4 |
| 45～49歳 | 14.7  | 15.5 | 16.6 | 17.6 |
| 50～54歳 | 9.5   | 13.8 | 14.2 | 15.2 |
| 55～59歳 | 5.5   | 9.2  | 9.9  | 11.3 |

#### 女性の年齢階層別未婚率の推移



資料：国勢調査

### (3) 産業構造

#### ①就業人口

胎内市における令和2年の就業者の構成比は以下のとおりです。第1次産業従事者は、1,292人(9.3%)、第2次産業従事者は4,966人(35.6%)、第3次産業従事者は7,543人(54.1%)となっています。

#### 産業分類別の男女別 15 歳以上就業者数

(単位:人)

|         |                   | 総数     | 男     | 女     |
|---------|-------------------|--------|-------|-------|
| 総数      |                   | 13,953 | 7,649 | 6,304 |
| 第1次産業   | 農業、林業             | 1,285  | 805   | 480   |
|         | 漁業                | 7      | 7     | 0     |
|         | 小計                | 1,292  | 812   | 480   |
| 第2次産業   | 鉱業、採石業、砂利採取業      | 52     | 45    | 7     |
|         | 建設業               | 1,353  | 1,149 | 204   |
|         | 製造業               | 3,561  | 2,236 | 1,325 |
|         | 小計                | 4,966  | 3,430 | 1,536 |
| 第3次産業   | 電気・ガス・熱供給・水道業     | 48     | 42    | 6     |
|         | 情報通信業             | 74     | 51    | 23    |
|         | 運輸業、郵便業           | 642    | 539   | 103   |
|         | 卸売業、小売業           | 1,675  | 720   | 955   |
|         | 金融業、保険業           | 143    | 36    | 107   |
|         | 不動産業、物品賃貸業        | 74     | 45    | 29    |
|         | 学術研究、専門・技術サービス業   | 172    | 106   | 66    |
|         | 宿泊業、飲食サービス業       | 569    | 175   | 394   |
|         | 生活関連サービス業、娯楽業     | 548    | 190   | 358   |
|         | 教育、学習支援業          | 476    | 194   | 282   |
|         | 医療、福祉             | 1,818  | 388   | 1,430 |
|         | 複合サービス事業          | 206    | 120   | 86    |
|         | サービス業(他に分類されないもの) | 669    | 419   | 250   |
|         | 公務(他に分類されるものを除く)  | 429    | 296   | 133   |
|         | 小計                | 7,543  | 3,321 | 4,222 |
| 分類不能の産業 |                   | 152    | 86    | 66    |

資料：国勢調査

## ②通勤・通学流動

従業地を見てみると、平成27年調査では64.1%（9,292人）が市内であったものが、令和2年調査では全体の63.2%（8,820人）と減少しています。

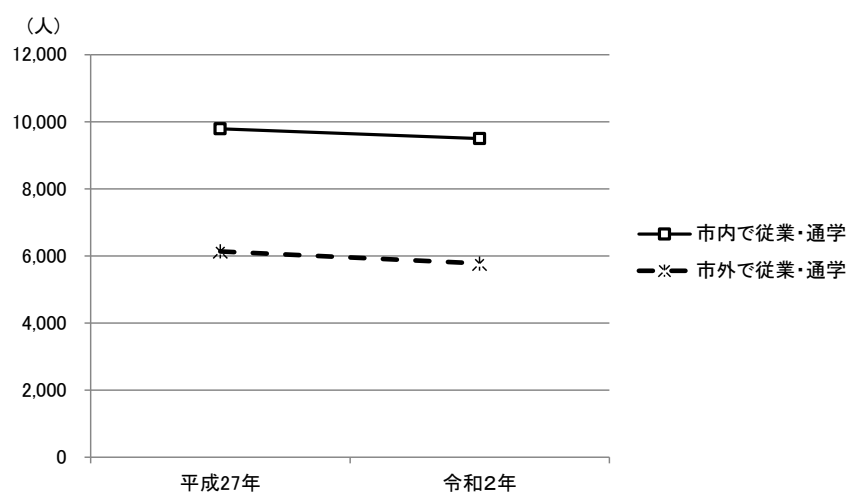
就労形態の多様化等に伴い、延長保育の需要が増えることが想定されることから、対応が必要と考えます。

### 通勤・通学流動

（単位：人）

| 年度       | 平成27年  |        |       | 令和2年   |        |       |
|----------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 区分       | 総数     | 従業地    | 通学地   | 総数     | 従業地    | 通学地   |
| 全体       | 15,924 | 14,489 | 1,435 | 15,420 | 13,953 | 1,467 |
| 市内で従業・通学 | 9,788  | 9,292  | 496   | 9,500  | 8,820  | 680   |
| 自宅       | 1,845  | 1,845  | 0     | 1,781  | 1,781  | 0     |
| 自宅外      | 7,943  | 7,447  | 496   | 7,719  | 7,039  | 680   |
| 市外で従業・通学 | 6,136  | 5,197  | 939   | 5,775  | 5,001  | 774   |
| 県内       | 5,981  | 5,083  | 898   | 5,674  | 4,934  | 740   |
| 新発田市     | 2,358  | 2,016  | 342   | 2,186  | 1,889  | 297   |
| 村上市      | 1,537  | 1,342  | 195   | 1,516  | 1,348  | 168   |
| 新潟市      | 1,306  | 959    | 347   | 1,179  | 917    | 262   |
| 聖籠町      | 537    | 537    | 0     | 531    | 531    | 0     |
| 関川村      | 141    | 141    | 0     | 130    | 130    | 0     |
| 阿賀野市     | 37     | 37     | 0     | 27     | 27     | 0     |
| 長岡市      | 18     | 9      | 9     | 9      | 6      | 3     |
| その他      | 47     | 42     | 5     | 96     | 86     | 10    |
| 他県       | 155    | 114    | 41    | 101    | 67     | 34    |

### 通勤・通学の総数推移



資料：国勢調査

## (4) 就業構造

## ①男性の労働力状態（年齢別労働力率）

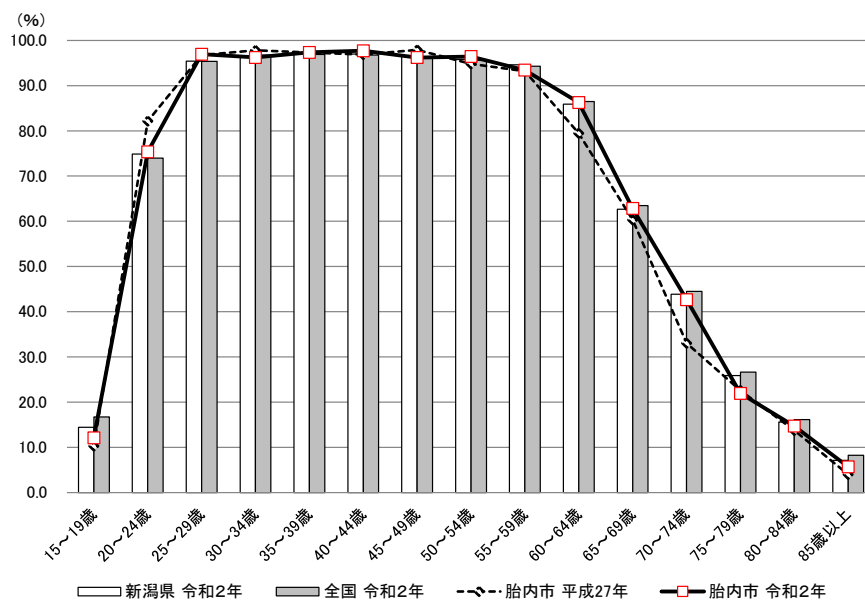
令和2年調査における胎内市の男性の労働力率※は、25～59歳のすべての年齢階層で90%を超え高い水準にあり、また、25～29歳、35～44歳、50～54歳は全国平均及び県平均より高い数字となっています。平成27年調査と比較すると、60～64歳は6.9ポイント、70～74歳で9.7ポイント増加しています。

## 男性 15 歳以上の労働力率

(単位: %)

|        | 胎内市   |      | 新潟県  | 全国   |
|--------|-------|------|------|------|
|        | 平成27年 | 令和2年 | 令和2年 | 令和2年 |
| 15～19歳 | 10.3  | 12.1 | 14.4 | 16.7 |
| 20～24歳 | 82.2  | 75.4 | 74.9 | 74.0 |
| 25～29歳 | 96.7  | 96.9 | 95.4 | 95.4 |
| 30～34歳 | 97.8  | 96.2 | 96.5 | 96.8 |
| 35～39歳 | 97.3  | 97.3 | 97.0 | 96.9 |
| 40～44歳 | 96.9  | 97.7 | 97.0 | 96.8 |
| 45～49歳 | 97.9  | 96.2 | 96.6 | 96.3 |
| 50～54歳 | 94.8  | 96.4 | 95.8 | 95.6 |
| 55～59歳 | 93.2  | 93.4 | 94.6 | 94.3 |
| 60～64歳 | 79.4  | 86.3 | 85.9 | 86.5 |
| 65～69歳 | 60.3  | 62.8 | 62.7 | 63.5 |
| 70～74歳 | 33.0  | 42.7 | 43.9 | 44.5 |
| 75～79歳 | 22.6  | 21.9 | 25.9 | 26.7 |
| 80～84歳 | 13.8  | 14.7 | 15.6 | 16.2 |
| 85歳以上  | 4.0   | 5.7  | 7.1  | 8.3  |

## 男性 15 歳以上労働力率の推移



※労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者を合わせたもの）の割合

資料：国勢調査

## ②女性の労働力状態（年齢別労働力率）

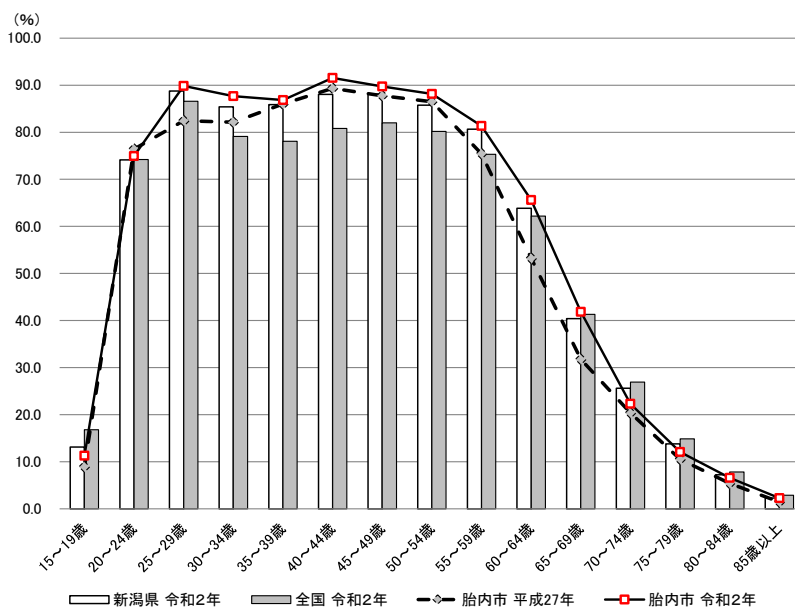
女性の労働力率は、一般的に出産・子育て時に退職する傾向が強く、その年代で数値が低下することから、いわゆるM字カーブを描くと言われています。令和2年調査における胎内市の女性の労働力率は全体的に上昇しており、25～29歳が89.8%であったものが30～34歳では87.7%に低下しています。しかし、全国平均及び県平均の値と比較すると、M字カーブの底は浅く、出産・子育て時に退職する人は少ない傾向にあります。そのため、0歳、1歳児保育ニーズへの対応が必要と考えます。

## 女性 15 歳以上の労働力率

(単位: %)

|        | 胎内市   |      | 新潟県  | 全国   |
|--------|-------|------|------|------|
|        | 平成27年 | 令和2年 | 令和2年 | 令和2年 |
| 15～19歳 | 8.9   | 11.3 | 13.1 | 16.8 |
| 20～24歳 | 76.4  | 74.9 | 74.1 | 74.2 |
| 25～29歳 | 82.4  | 89.8 | 88.8 | 86.6 |
| 30～34歳 | 82.1  | 87.7 | 85.4 | 79.1 |
| 35～39歳 | 86.0  | 86.8 | 85.9 | 78.1 |
| 40～44歳 | 89.3  | 91.5 | 88.0 | 80.8 |
| 45～49歳 | 87.8  | 89.7 | 88.1 | 82.0 |
| 50～54歳 | 86.5  | 88.2 | 85.8 | 80.2 |
| 55～59歳 | 75.4  | 81.3 | 80.6 | 75.3 |
| 60～64歳 | 53.2  | 65.6 | 63.8 | 62.2 |
| 65～69歳 | 31.8  | 41.9 | 40.4 | 41.3 |
| 70～74歳 | 20.4  | 22.3 | 25.6 | 26.9 |
| 75～79歳 | 10.5  | 12.1 | 13.8 | 14.9 |
| 80～84歳 | 5.4   | 6.6  | 7.2  | 7.8  |
| 85歳以上  | 1.4   | 2.3  | 2.3  | 2.9  |

## 女性 15 歳以上労働力率の推移

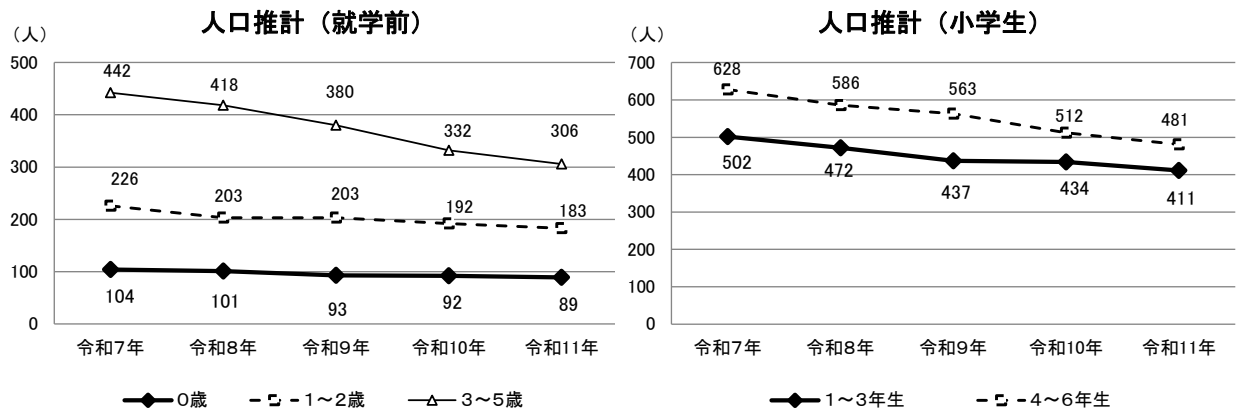


資料：国勢調査

## 2 人口の将来推計

### (1) 児童数の推計

児童数は、緩やかに減少することが見込まれます。令和7年の0～11歳人口1,902人に対し、令和11年には1,470人まで減少するとの推計が示されています。このことから、少子化に向けた対策が急務となるため、「胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、取り組む必要があります。



### 児童数(0～11歳)の推計

(単位: 人)

| 年齢  | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 104   | 101   | 93    | 92    | 89    |
| 1歳  | 99    | 102   | 99    | 91    | 90    |
| 2歳  | 127   | 101   | 104   | 101   | 93    |
| 3歳  | 154   | 128   | 101   | 104   | 101   |
| 4歳  | 138   | 152   | 127   | 101   | 104   |
| 5歳  | 150   | 138   | 152   | 127   | 101   |
| 6歳  | 153   | 148   | 136   | 150   | 125   |
| 7歳  | 172   | 154   | 149   | 137   | 151   |
| 8歳  | 177   | 170   | 152   | 147   | 135   |
| 9歳  | 203   | 179   | 172   | 153   | 148   |
| 10歳 | 198   | 207   | 182   | 175   | 156   |
| 11歳 | 227   | 200   | 209   | 184   | 177   |
| 合計  | 1,902 | 1,780 | 1,676 | 1,562 | 1,470 |

（推計児童数の算出方法）

- ・令和2年から令和6年に新潟県が公表した、人口時系列データ（市町村／男女別／各歳別）人口データ（各年4月1日）に基づき、コーホート変化率を用いて算出しました。

「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同年に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回のように、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

### 3 子ども・子育てニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、子どもや子育て家庭が抱えている現状や課題、そしてニーズを探り、安心して子どもを産み育てられるまち“たいない”を実現するための基礎資料を得ることを目的とした、「子育て等に関するアンケート調査」を実施しました。

#### 【調査概要】

|      |                        |                |       |       |       |
|------|------------------------|----------------|-------|-------|-------|
| 調査方法 | 郵送による配布・WEB フォームからの回答  |                |       |       |       |
| 調査期間 | 令和6年11月15日（金）～12月2日（月） |                |       |       |       |
| 回収状況 | 調査の種類                  | 対象者<br>（回答者）   | 配布数   | 有効回答数 | 有効回収率 |
|      | 就学前児童調査                | 就学前児童<br>（保護者） | 250 件 | 120 件 | 48.0% |
|      | 小学生調査                  | 小学生<br>（保護者）   | 400 件 | 234 件 | 58.5% |
|      | 計                      |                | 650 件 | 354 件 | 54.5% |

## (1) 子どもの育ちをめぐる環境

### ①子育てへの関わり方

●親族にみてもらえる家庭が多いです。

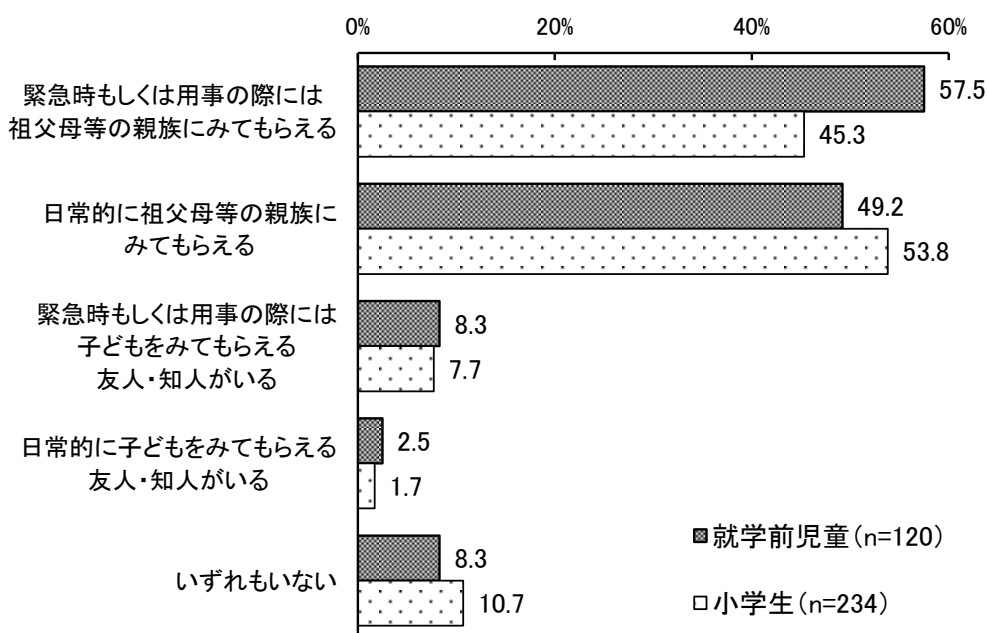
●ファミリー・サポート・センターや一時預かりの周知や充実が課題となります。

子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、就学前児童は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.5%と最も高く、前回より4.8ポイント増加しています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が49.2%で続いています。

また、小学生では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が53.8%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が45.3%となっており、前回よりも5.8ポイント減少しています。

しかし、みてもらえる人が「いずれもない」家庭もあるため、ファミリー・サポート・センター事業や保育園における一時預かり事業の利用について周知が必要です。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〔複数回答〕



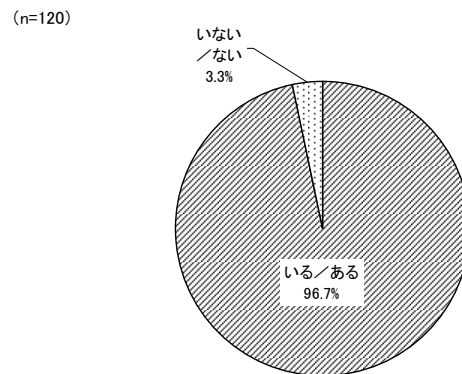
## ②子育てや教育をする上での相談相手の有無

### ●子育てについて相談する上で、親族や友人・知人以外の専門的な相談窓口（子育て世代包括支援センター等）の周知も必要です。

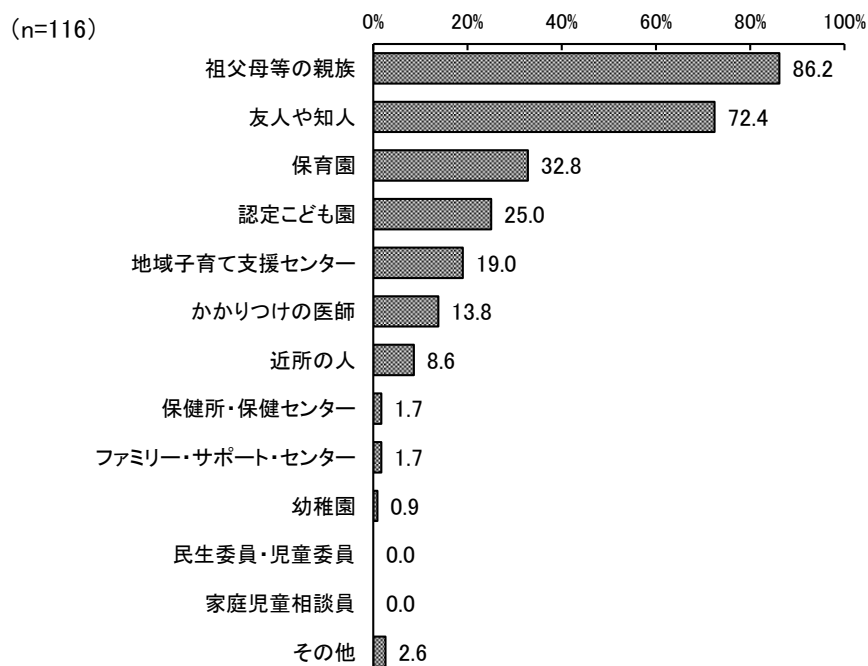
子育てをする上で相談できる相手が「いる・ある」の割合は96.7%に対し、「いない・ない」は3.3%となっています。相談先が「いる・ある」と回答した人が大半を占めていますが、相談先の周知や孤立を防ぐ取組など「いない・ない」と回答した人へのケアが重要です。

また、主な相談先としては、「祖父母等の親族」が86.2%、「友人や知人」が72.4%と、いずれも身近な人が7割以上と高く、「保育園」も32.8%と比較的高い割合となっています。

### 子育てや教育をする上で気軽に相談できる人や施設の有無（就学前児童）



### 子育てや教育をする上で気軽に相談できる相談先〔複数回答〕（就学前児童）



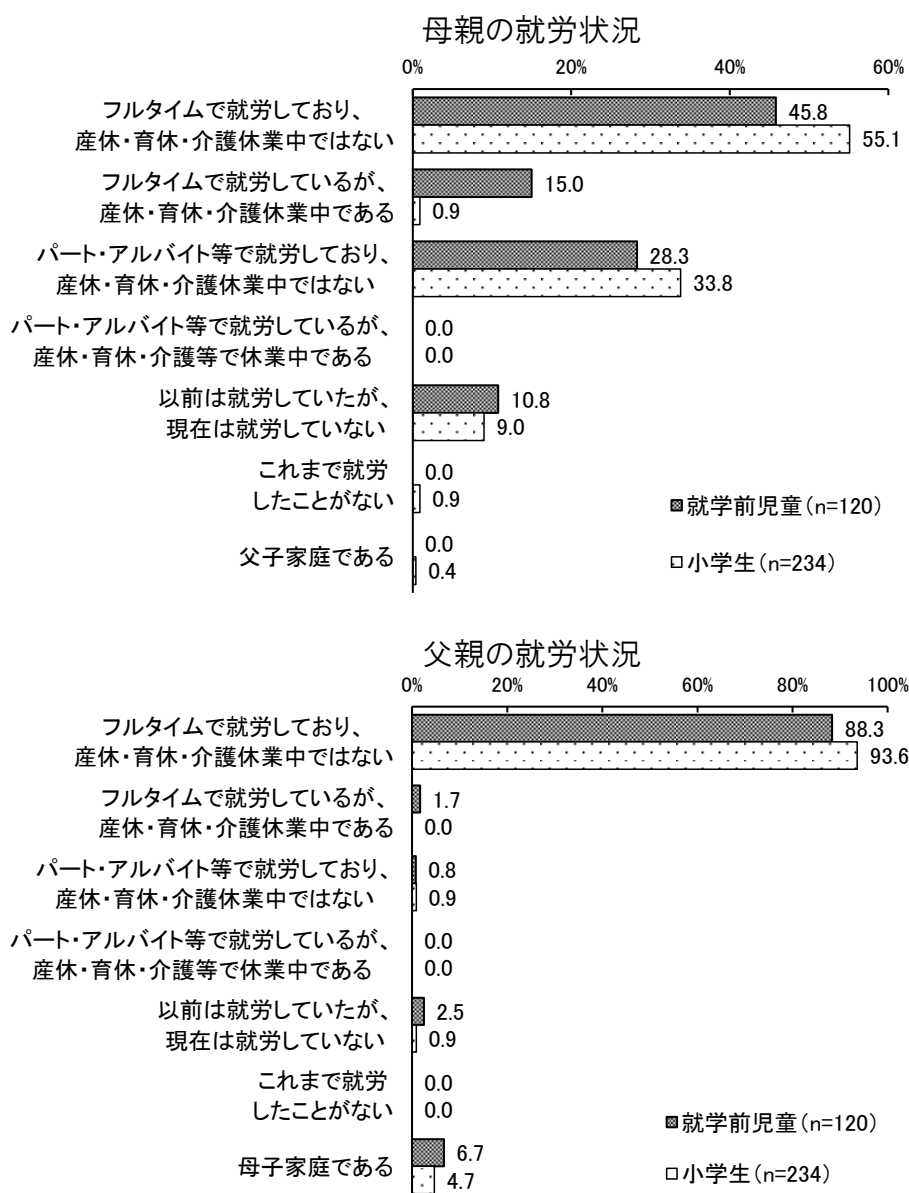
## (2) 保護者の就労状況

●共働き世帯が増え、「フルタイム」で働く母親が増えています。

●保護者の就労状況にあわせた保育（預かり保育等）の拡充が課題となります。

母親の就労状況は、就学前児童、小学生ともに「フルタイムで勤務しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、小学生では半数を超えています。前回調査と比較すると、「フルタイム」は増加しています。

父親の就労状況は、就学前児童、小学生ともに「フルタイムで勤務しており、産休・介護休業中ではない」が9割前後を占めています。



※四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

### (3) 教育・保育事業の利用状況と意向

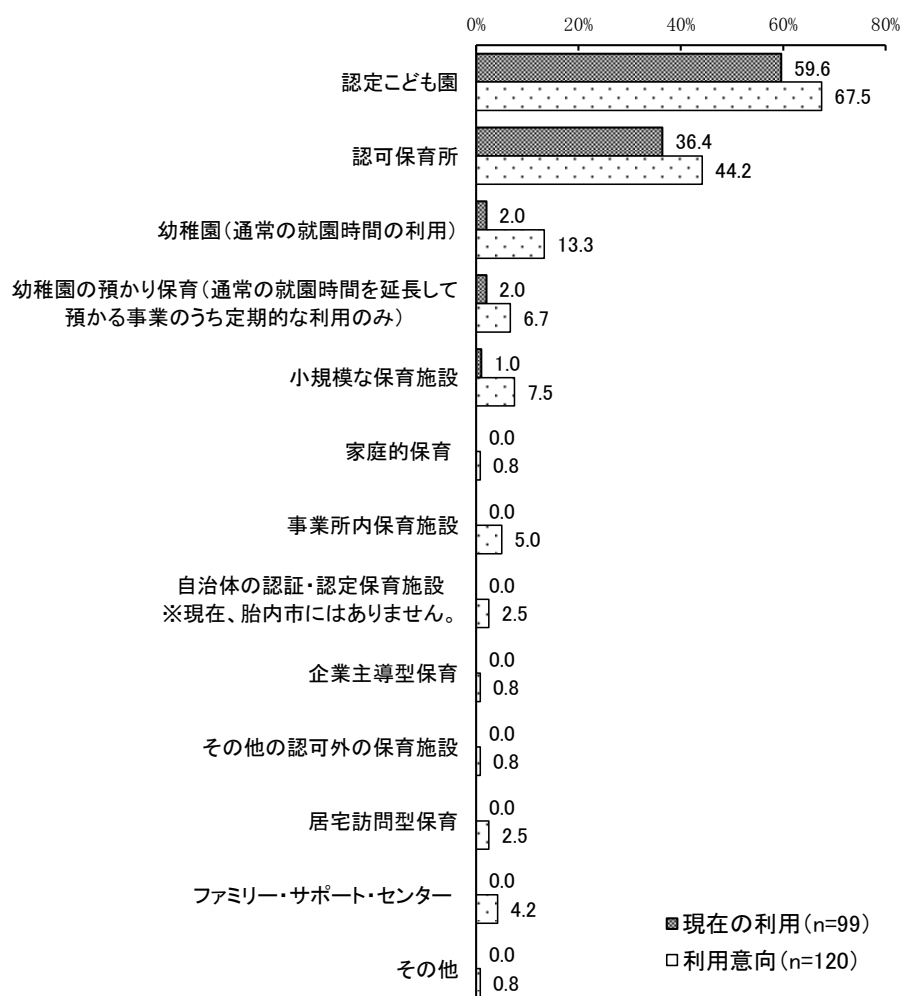
#### ●「認定こども園」「認可保育所」「幼稚園」の潜在的なニーズがみられます。

現在の利用では「認定こども園」が59.6%で最も高く、次いで「認可保育所」が36.4%となっています。認可保育所から認定こども園への移行が進んでおり、前回調査では、「認可保育所」は66.2%でしたが、今回29.8ポイント減少しています。一方、「認定こども園」は前回28.9%と、今回30.7ポイント増加しています。

また今後の利用意向では「認定こども園」が67.5%と最も高く、次いで「認可保育所」が44.2%、「幼稚園」が13.3%となっています。前回調査と比べると、「認可保育所」の利用意向は減少していますが、「認定こども園」は27.6ポイント増加しています。

現在の利用と利用意向の比較によると、「幼稚園」は現在の利用と利用意向のギャップが10ポイント以上あります。

教育・保育事業の利用状況と意向〔複数回答〕（就学前児童）



#### (4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

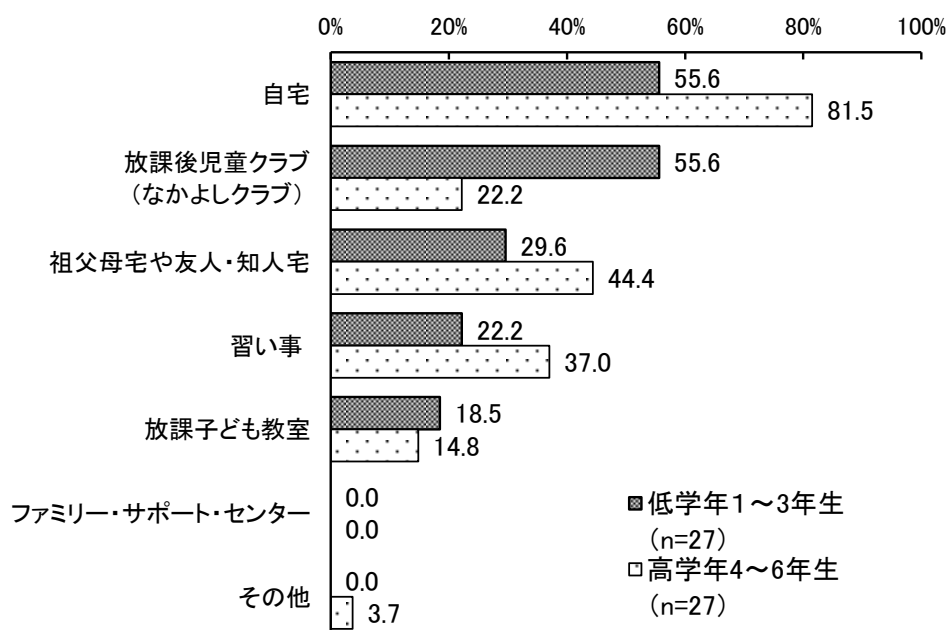
●低学年、高学年ともに放課後は「自宅」で過ごすことを希望する人が多くなっています。

●低学年の間で「放課後児童クラブ」の利用ニーズが高まっています。

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年の間では「自宅」、「放課後児童クラブ（なかよしクラブ）」の割合が5割台と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」は約3割となっています。また、高学年の間では「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」の割合が低学年に比べて多く、「放課後児童クラブ（なかよしクラブ）」の割合は少なくなっています。

前回調査では、就学前児童の「放課後児童クラブ（なかよしクラブ）」の利用希望は低学年の間で42.3%でしたが、今回13.3ポイント増加しています。一方、高学年の間は前回26.8%と、今回4.6ポイント減少しています。

小学校就学後に、放課後を過ごさせたい場所〔複数回答〕(就学前児童)



## (5) 宿泊を伴う一時預かりなどの利用希望と利用目的

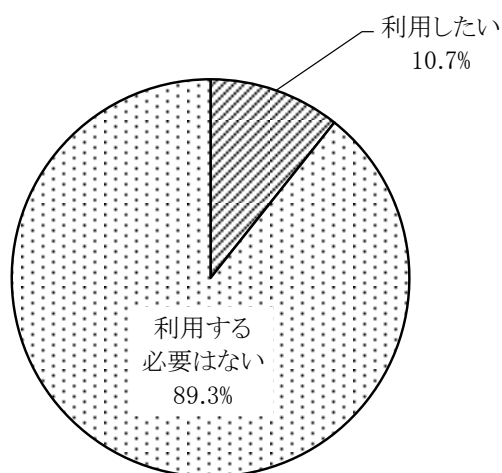
●保護者のさまざまなライフスタイルに応じて必要とする子育て支援を受けられるよう、支援の充実に努める必要があります。

子どもの宿泊を伴う一時預かりなどの利用希望は、「利用する必要はない」が89.3%に対して、「利用したい」は10.7%となっています。

宿泊を伴う一時預かりが必要な場合の対処方法は、「保護者や家族の病気」が88.0%で最も高く、次いで「保護者や家族の育児疲れ・不安」が48.0%などとなっています。

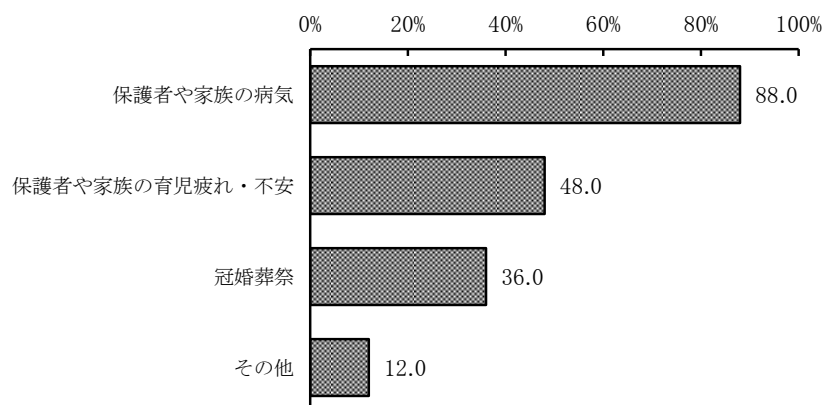
## 泊りがけで家族以外に預ける事業の利用希望の有無(小学生)

(n=234)



## 泊りがけ事業の利用目的〔複数回答〕(小学生)

(n=25)

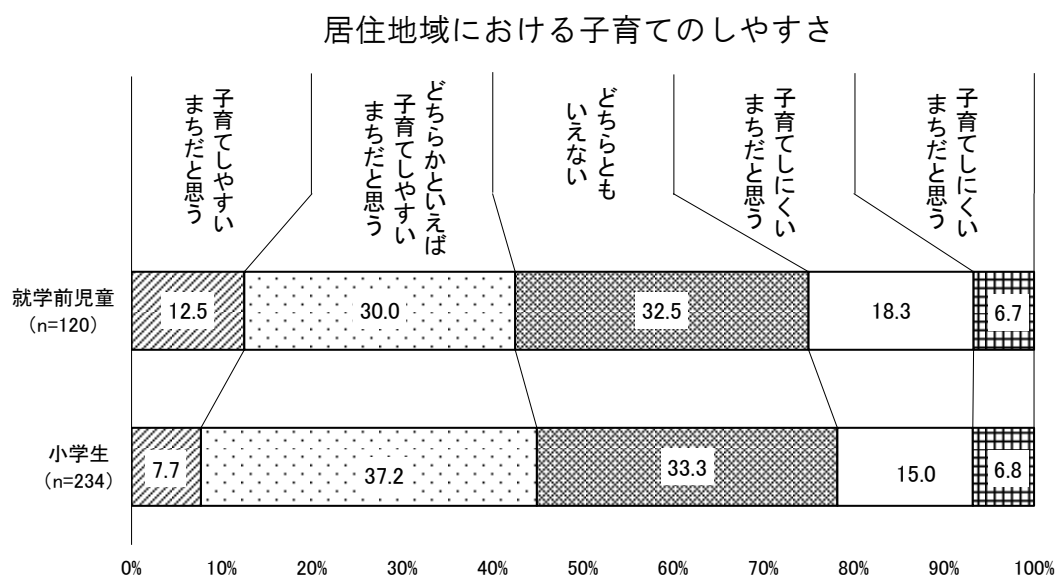


## (6) 子育て全般について

### ①居住地域における子育てのしやすさ

●《子育てしやすいと思う》と考える人が概ね半数を占めています。

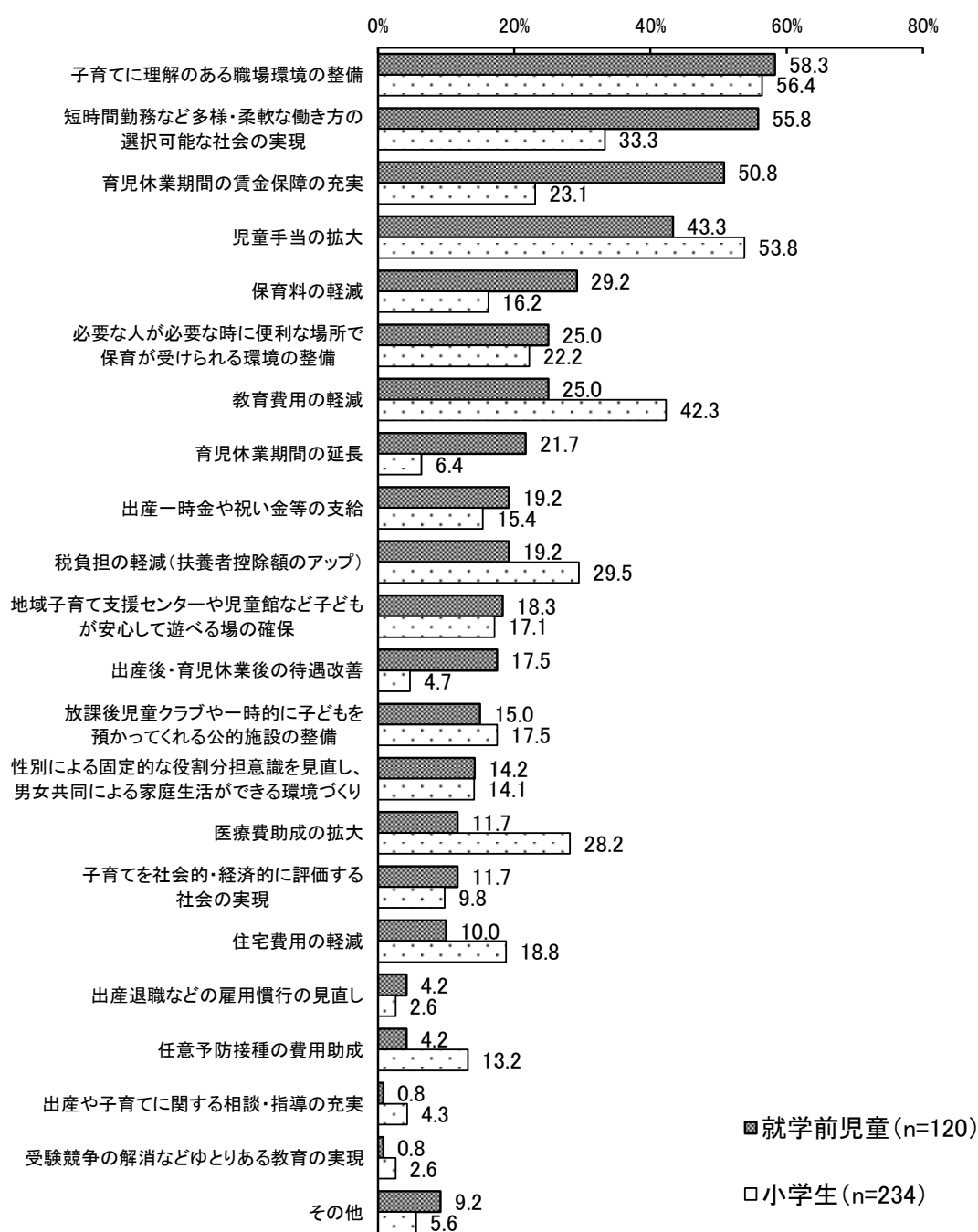
「子育てしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしやすいまちだと思う」を合わせた《子育てしやすいと思う》は就学前児童で 42.5%、小学生で 44.9% となっています。一方、「子育てしにくいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う」を合わせた《子育てしにくいと思う》は就学前児童で 25.0%、小学生で 21.8% となっています。



## ②少子化対策に有効な支援について

少子化を解消するために必要なことについては、就学前児童、小学生ともに「子育てに理解のある職場環境の整備」が5割台で最も高く、次いで就学前児童では「短時間勤務など多様・柔軟な働き方の選択可能な社会の実現」、「育児休業期間の賃金保障の充実」が5割台、小学生では「児童手当の拡大」が5割台、「教育費用の軽減」が4割台となっています。保育料や教育費用の軽減なども多く挙げられており、金銭的な負担の軽減を求める声が多いことがわかります。

少子化対策に有効な支援について〔複数回答〕



## 4   子どもの生活状況調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、子どもとその世帯の生活状況の実態を把握し、子どもの貧困に関する現状や課題を分析し、効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を整備することを目的とした、「子どもの生活状況調査」を実施しました。

【調査概要】

|      |                             |              |       |       |       |
|------|-----------------------------|--------------|-------|-------|-------|
| 調査方法 | 郵送による配布・WEB フォームからの回答       |              |       |       |       |
| 調査期間 | 令和6年 11 月 22 日（金）～12 月9日（月） |              |       |       |       |
| 回収状況 | 調査の種類                       | 対象者<br>（回答者） | 配布数   | 有効回答数 | 有効回収率 |
|      | 中学生調査                       | 中学生          | 150 件 | 48 件  | 32.0% |
|      | 中学生保護者調査                    | 中学生<br>（保護者） | 150 件 | 77 件  | 51.3% |
|      | 計                           |              | 300 件 | 125 件 | 41.7% |

## （１）生活困難度の設定

本調査では、子どもの生活状態を世帯の所得額だけでなく、家庭環境全体で把握すべきであると考え、「①所得の状況（低所得）」、「②家計のひっ迫」、「③子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素から「生活困難度」を設定し、分析を行いました。

### ①所得の状況（低所得）

等価世帯所得（世帯所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）が、厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準＜「令和4年国民生活基礎調査」（所得は令和3年値）の世帯所得の中央値（423万円）を、平均世帯人数（2.25人）の平方根で除した値の50％である141万円＞未満の世帯

### ②家計のひっ迫

過去1年間に、経済的な理由で、必要とする食料・衣類を買えなかった経験が、「よくあった」「ときどきあった」と回答した世帯

### ③子どもの体験や所有物の欠如

子どもの体験や所有物などに関する17項目※のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上ある世帯

|                              |       |                        |
|------------------------------|-------|------------------------|
| （１）子どもの本（学校の教科書やマンガを除く）      | 3.9%  | 「経済的な理由で欠如している」と回答した割合 |
| （２）子ども部屋（兄弟姉妹と一緒に使っている場合も含む） | 0.0%  |                        |
| （３）パソコン・タブレット端末（家族共有を含む）     | 9.1%  |                        |
| （４）子ども専用の勉強机                 | 1.3%  |                        |
| （５）スポーツ用品（グローブやサッカーボール等）     | 1.3%  |                        |
| （６）ゲーム機                      | 1.3%  |                        |
| （７）自転車                       | 0.0%  |                        |
| （８）スマートフォン・携帯電話              | 2.6%  |                        |
| （９）携帯音楽プレイヤー                 | 10.4% |                        |
| （１０）毎月おこづかいを渡す               | 9.1%  |                        |
| （１１）季節ごとに服を買う                | 7.8%  |                        |
| （１２）毎年靴を買う                   | 5.2%  |                        |
| （１３）有料の学習塾に通わせる              | 10.4% |                        |
| （１４）有料の習い事（学習塾を除く）に通わせる      | 11.7% |                        |
| （１５）お誕生日のお祝いをする              | 3.9%  |                        |
| （１６）１年に１回くらい家族旅行に行く          | 20.8% |                        |
| （１７）クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる   | 6.5%  |                        |

④生活困難度

3つの要素の回答状況により、家庭を以下のように分類しました。

| 生活困難層 | 困窮層＋周辺層          |
|-------|------------------|
| 困窮層   | 2つ以上の要素に該当する場合   |
| 周辺層   | いずれか1つの要素に該当する場合 |
| 一般層   | いずれの要素にも該当しない場合  |

※当該質問回答の「答えたくない」を除外しました。

集計の結果、困窮層は 6.3%、周辺層は 12.5%、一般層は 81.3%となっています。



## (2) 経済的理由によって困った経験（衣食住に関すること）

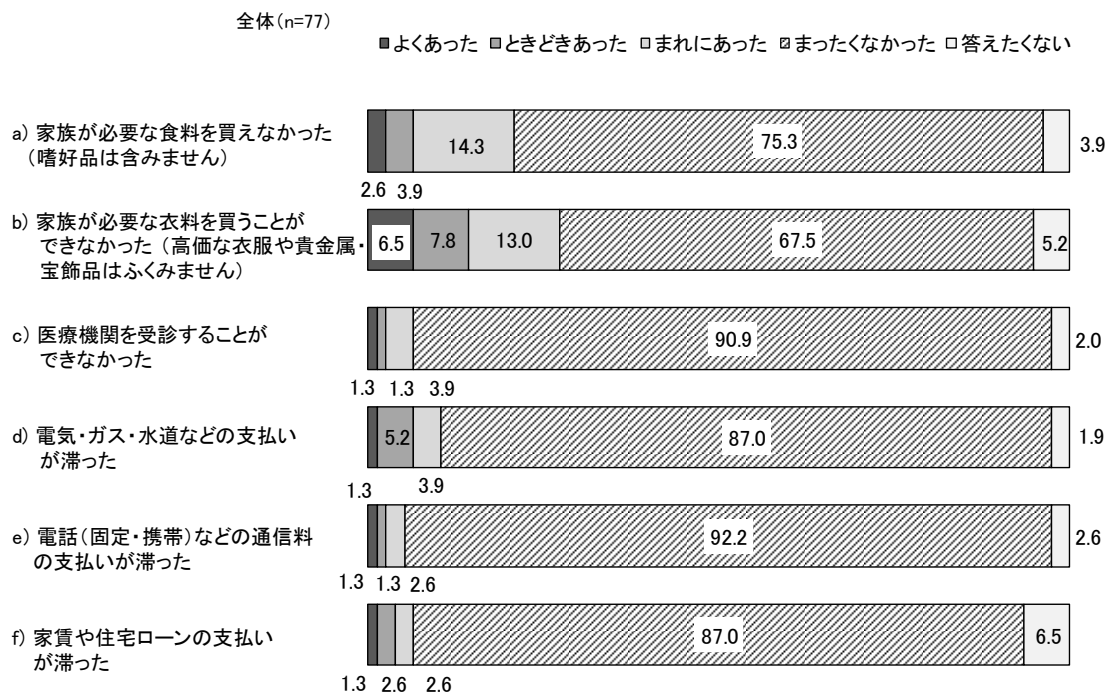
●一部の世帯では依然として衣食住に関して困難を経験していることが明らかになりました。このような状況を踏まえ、総合的な取組を通じて適切な支援を提供することが重要です。

いずれの項目も「まったくなかった」が大多数を占めています。

「よくあった」の割合は、『衣料』『食料』『通信料』『住居費』『公共料金』で数パーセントにすぎませんが、一定数存在しています。

「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」を合計した『あった・計』の割合を見ると、『衣料』は約3割、『食料』は約2割となっています。その他の項目は1割に満たない状況となっています。

## 経済的理由によって困った経験（衣食住に関すること）



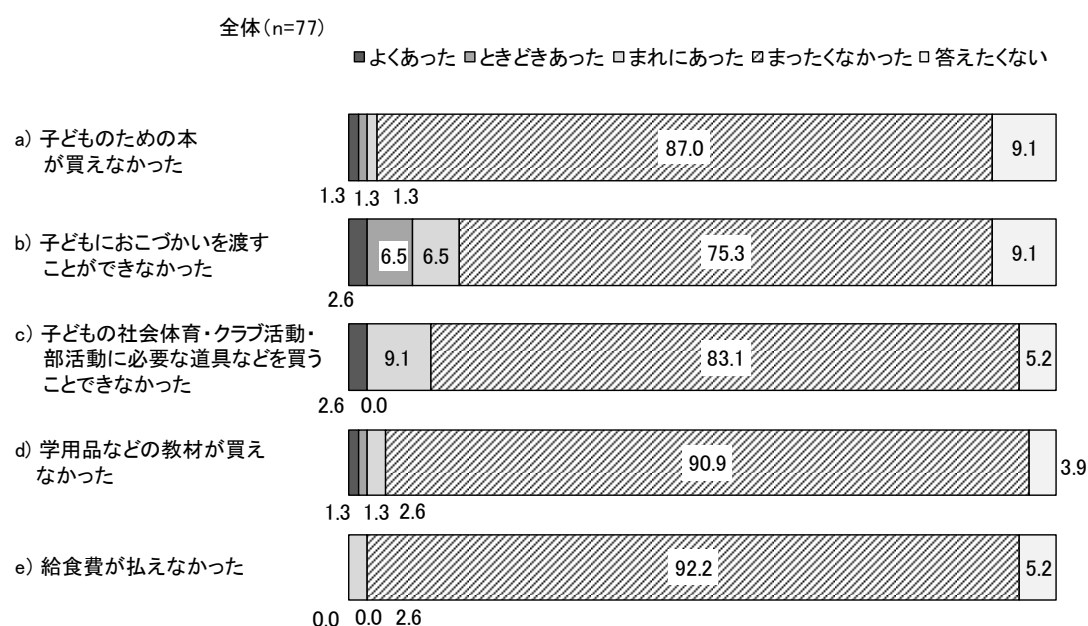
### (3) 経済的理由によって困った経験（学びや運動、遊びに関すること）

●一部の世帯では依然として学びや運動、遊びに関することに関して困難を経験していることが明らかになりました。保育・教育に関する広い支援が求められます。

いずれの項目も「まったくなかった」が大多数を占めています。

「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」を合計した『あった・計』の割合を見ると、『子どもにおこづかいを渡すことができなかった』が2割弱を占め、他の項目よりも高くなっています。『子どもの社会体育・クラブ活動・部活動に必要な道具などを買うことができなかった』が約1割で、その他の項目は1割に満たない状況となっています。

#### 経済的理由によって困った経験（学びや運動、遊びに関すること）



## 5 第2期胎内市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業における量の見込み（利用数）と確保の内容（提供量）について、達成状況は以下のとおりです。

### ① 幼児期の教育・保育（人）

（単位：人）

|                                 | 計画の内容                    |                          | 実績                    |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
|                                 | 令和5年度<br>(2023)<br>量の見込み | 令和5年度<br>(2023)<br>確保の内容 | 令和5年度<br>(2023)<br>実績 |
| 認定こども園<br>(1号認定、3～5歳児)          | 51                       | 51                       | 46                    |
| 保育所(園)、認定こども園など<br>(2号認定、3～5歳児) | 415                      | 415                      | 426                   |
| 保育所(園)、認定こども園など<br>(3号認定、0歳児)   | 43                       | 43                       | 63                    |
| 保育所(園)、認定こども園など<br>(3号認定、1～2歳児) | 218                      | 218                      | 232                   |

就学前児童数については出生数の減少に伴い入園児童数においても年々減少しています。また、育児休業を終えて職場復帰に備え年度途中からの入園を希望するケースが多くなっています。

今後はさらに女性の就業率の上昇が見込まれることから、保護者のニーズを把握し地域ごとの需要に合わせ、適切に対応していきます。

②地域子ども・子育て支援事業

|                                        | 計画の内容                    |                          | 実績                    |
|----------------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
|                                        | 令和5年度<br>(2023)<br>量の見込み | 令和5年度<br>(2023)<br>確保の内容 | 令和5年度<br>(2023)<br>実績 |
| 利用者支援事業                                | 1 か所                     | 1 か所                     | 1 か所                  |
| 地域子育て支援拠点事業<br>(子育てひろば、保育園)            | 17,592 人                 | 17,592 人                 | 8,055 人               |
| 妊婦健康診査事業                               | 1,764 回                  | 1,764 回                  | 1,143 回               |
| 乳児家庭全戸訪問事業                             | 126 人                    | 126 人                    | 100 人                 |
| 養育支援訪問事業                               | 36 世帯                    | 36 世帯                    | 16 世帯                 |
| 子育て短期支援事業（未実施）                         | —                        | —                        | —                     |
| 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター<br>事業) | 157 人                    | 320 人                    | 544 人                 |
| 一時預かり事業<br>(上段：在園児対象)<br>(下段：在園児以外)    | 1,090 人                  | 1,200 人                  | 1,213 人               |
|                                        | 133 人                    | 200 人                    | 133 人                 |
| 延長保育事業                                 | 133 人                    | 200 人                    | 161 人                 |
| 病児・病後児保育事業                             | 158 人                    | 194 人                    | 216 人                 |
| 放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ)              | 328 人                    | 328 人                    | 392 人                 |

平成 29 年6月より病児・病後児保育事業を開始し実施しています。

未就園児の居る家庭や育児休業中の方やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が安心して子育てができるように、各種子育て支援サービスの充実を図るとともに、内容についても検討を重ね、子育て家庭における様々なニーズに対応できるように取り組めます。

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

親・子・地域が手をつなぎ、  
すべての人が安心して健やかに子どもを産み育てることができる、  
活力と希望に満ちた魅力あるまち  
「たいない」

### 【趣旨】

胎内市では、第2次胎内市総合計画において「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を基本理念に掲げ、地域の特性を尊重した自律都市の実現をめざし、さまざまな施策や基盤の整備等を実施してきました。

その中で、子育て支援に関する施策については、多様な育児支援制度や、子育てを温かく見守り支える市民や地域の存在により、子どもが健やかに成長できる魅力的なまちになるように最重要施策として取組を強化しています。

近年、子育て家庭の孤立化や地域とのかかわりの希薄化が指摘される中、子育てに悩む保護者や経済的困難を抱える家庭は増加しています。

子ども・子育て支援法では、基本理念において「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされており、地域社会が一体となって子どもや子育て家庭を支える体制づくりが必要です。

また、幼少期における教育・保育は、子どもの成長過程において最も重要な時期であることから、子どものみならず家族に対する教育、保育、子育て支援も必要となっています。

本市では、平成27(2015)年策定の「胎内市子ども・子育て支援事業計画(第1期)」、令和2(2020)年策定の「第2期胎内市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を本計画においても継承し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、計画の基盤となる「基本的な考え方」を示すものとして、基本理念を定めます。

## 2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

この計画では、次の3つを基本的な目標として「子ども・子育て支援制度」における子育て支援施策を通した「魅力あるまちづくり」の実現に向けた取組を行っていきます。

### 基本目標

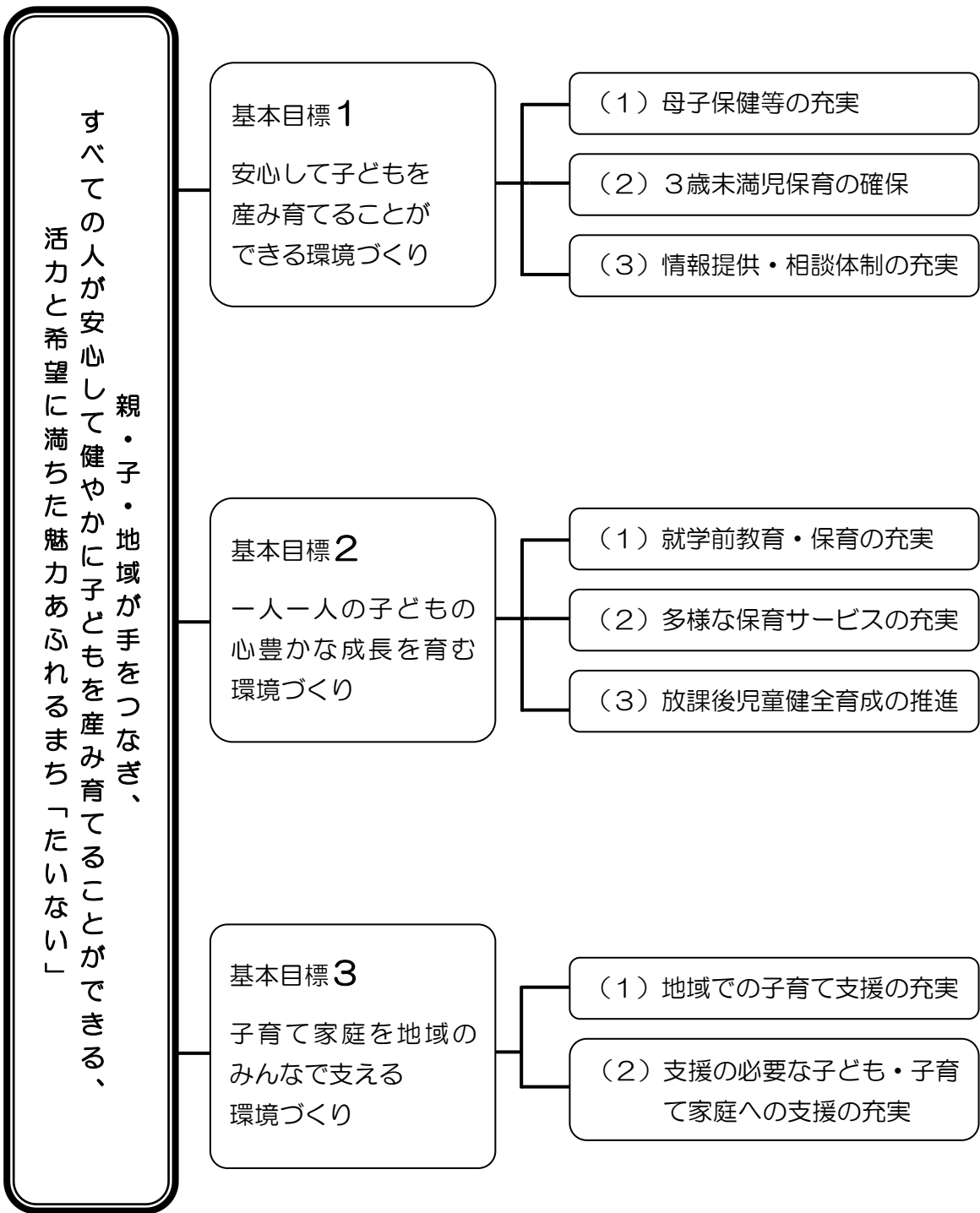
- 1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- 2 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
- 3 子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり

### 3 計画の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《施策》



## 1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子どもと子育て家庭を対象として、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そこで、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

### (1) 母子保健等の充実

| 取組              | 事業内容                                                                                               | 担当課    |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 不妊治療費・不育症治療費の助成 | 不妊治療・不育症治療にかかる治療費を一部助成することにより、不妊に悩む夫婦やパートナーが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進及びその経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めます。 | 健康づくり課 |
| 妊産婦健康診査の実施      | 妊産婦が受ける健康診査（妊産婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊産婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。               | 健康づくり課 |
| 子育て中の親への支援      | 乳幼児健診や健康教育、家庭訪問などの母子保健事業の充実を図り、子育て中の親への支援を継続して行います。                                                | 健康づくり課 |

### (2) 3歳未満児保育の確保

| 取組     | 事業内容                                                                       | 担当課    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 保育士の確保 | 3歳未満児を持つ家庭において、保育が必要であれば、認定こども園や保育園での保育を利用できるようにし、待機児童が出ないように、保育士の確保に努めます。 | こども支援課 |

## (3) 情報提供・相談体制の充実

| 取組                          | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                         | 担当課    |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 利用者支援事業<br>(こども家庭<br>センター型) | 令和7(2025)年度より、胎内市こども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や、全ての子どもとその家庭(妊産婦を含む)に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。これまで実施してきた子育て支援センターでの取組も継続し、身近な相談場所の確保のため、地域子育て相談機関の整備も行っていきます。                      | 健康づくり課 |
| 地域の子育て<br>支援拠点づくり<br>の取組    | 市内に7か所ある子育て支援センターでは、地域の子育て支援の拠点として、就学前までの親子が自由に遊び交流できる場を提供するとともに、子育て相談を行っています。また、子育てに関する情報の提供や、子育て支援に関する講習等を実施しています。子育てに関する情報は、子育て不安や負担の軽減を図るため、情報誌、ホームページや子育て情報メールなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。 | こども支援課 |
| 妊産婦等相談<br>支援事業              | 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。                                                                                                                                                                | 健康づくり課 |

## 2 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもはいかなる状況にあっても、等しく尊重され、健やかな育ちが保証されなければなりません。そのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

引き続き、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

### (1) 就学前教育・保育の充実

| 取組             | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課              |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 教育・保育の質の向上     | 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。また、家庭における教育力が低下する中、今後ますます就学前教育・保育が重要となっていきます。胎内市のすべての子どもの健やかな成長に向けて、子どもを中心とした就学前教育・保育の基本理念、基本方針・目指す子どもの姿などをあらわした指針を作成し、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、質の高い教育・保育を受けられるよう、「就学前教育・保育の共通カリキュラム」（仮称）を策定します。 | こども支援課           |
| 保育教諭と保育士の資質の向上 | 就学前教育・保育の基本理念のもと、保育教諭と保育士がともに胎内市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、今までの研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行い、研修計画を策定します。                                                                                                                                                                                                    | こども支援課           |
| 食育の推進          | 乳幼児期に培われた食習慣は一生の健康に大きく影響することから、各施設において食の重要性や楽しさを実感できる機会を増やし、健康な心身と良い食習慣の形成ができるよう取り組みます。                                                                                                                                                                                                          | こども支援課<br>健康づくり課 |

| 取組                       | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課              |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実 | <p>現在、認定こども園又は保育園に通園する園児は、年齢ごとのクラス分けで障がいの有無に関係なく、同じクラスでともに生活しています。そのような中、一人一人の多様な教育・保育ニーズに応じるため、子どもの特性や実態の把握、個別の指導計画の作成・活用に努め、職員の共通理解のもと支援を行っています。</p> <p>さらなる各関係機関との連携のもと、長期的な視点に立った個別の教育支援計画の充実を目指し、支援の必要な子どもやその保護者一人一人に寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、全職員が発達障がい等に関する基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。今後は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進における提言等を踏まえ、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する障がいに対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、関係機関と連携を強化します。</p> | こども支援課<br>健康づくり課 |

## (2) 多様な保育サービスの充実

| 取組                | 事業内容                                                                                                  | 担当課    |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 延長保育の実施           | 保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。今後は、現在の提供体制を維持しながら、当該事業の普及促進を図っていきます。     | こども支援課 |
| 認定こども園や保育園一時預かり事業 | 保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育園等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。 | こども支援課 |
| 病児・病後児保育          | 病児・病後児保育については、今後も保護者のニーズを把握しながら、広域的利用等も視野に入れ、継続して子育て世帯の支援を図ります。                                       | こども支援課 |

(3) 放課後児童健全育成事業の推進

| 取組              | 事業内容                                                                                          | 担当課   |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 放課後児童<br>クラブの充実 | 昼間、就労等の理由で保護者がいない家庭の小学生に対して、放課後に小学校の余裕教室や施設等を利用し、放課後児童支援員を配置して適切な遊び、生活の場を与え、児童の安全と健全な育成を図ります。 | 学校教育課 |

### 3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するために、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障がい、疾病、虐待、貧困などの社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、育児や生活に関する相談や情報の提供など総合的な支援に努めます。

#### (1) 地域での子育て支援の充実

| 取組                                 | 事業内容                                                                                                                                                                    | 担当課    |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)と子育ての応援をしたい人(提供会員)が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織です。育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増大につなげます。 | こども支援課 |
| 地域子育て支援拠点事業<br>(子育て支援センター事業)       | 市内に7か所ある子育て支援センターにおいて、親と子が気軽に集い、交流し、親も子どもとともに学び、成長していくことができる場や機会を一層充実して、子育ての不安感等を緩和します。また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援します。                                 | こども支援課 |
| 産後ケア事業                             | 出産後1年を経過しない産婦及びその乳児を対象に、母親の心身のケアや育児指導を実施することにより、安心して子育てができるよう支援します。<br>○通所型(デイサービス型)<br>○短期入所型(ショートステイ型)<br>○居宅訪問型(アウトリーチ型)                                             | 健康づくり課 |

| 取組         | 事業内容                                                                                                                                                              | 担当課    |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 原則生後4か月までの乳児がいる家庭に保健師や助産師などが訪問します。訪問者が、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者から育児の悩みや不安を聞き相談に応じることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるように支援します。訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係機関が連携し支援します。 | 健康づくり課 |
| 養育支援訪問事業   | 児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師や助産師など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。養育が困難な家庭への早期支援・継続支援は、虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開します。                | 健康づくり課 |

## (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

| 取組            | 事業内容                                                                                                   | 担当課             |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 児童虐待防止対策の充実   | 発生の予防、早期発見、早期対応の仕組みづくりに努め、事後のケアなど関係機関と連携し総合的な支援を行います。                                                  | 健康づくり課          |
| ひとり親家庭の支援の推進  | 県のひとり親家庭の施策と連携を図り、総合的にひとり親家庭の自立支援を推進します。                                                               | こども支援課          |
| 支援が必要な子どもへの対応 | 妊娠期や乳幼児期からの各種健診事業、健康教育・相談事業等を通じて発達や育ちの遅れがある子どもを早期に発見し、支援が必要な子どもに対して、地域で適切な療育が行えるよう、継続的な支援体制を確立します。     | 健康づくり課<br>福祉介護課 |
| 子育て世帯訪問支援事業   | 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家庭や養育環境を整えられるよう家事・子育て等の支援を実施します。 | 健康づくり課          |

| 取組              | 事業内容                                                                                    | 担当課    |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 親子の絆づくり<br>支援事業 | 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、子どもの心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談、助言等を行い、親子間における適切な関係性の構築を支援します。 | 健康づくり課 |



## 第4章 教育・保育提供区域の設定



## 1 教育・保育提供区域

### (1) 目的

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域を設定します。

### (2) 教育・保育提供区域の考え方

学校単位・行政区単位等地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設設備の状況その他の状況を総合的に勘案し設定します。

### (3) 胎内市の状況

- ①市内には、5つの小学校区、4つの中学校区があります。また、市内に幼保連携型認定こども園が5か所と認可保育所が4か所あり、区域がともに隣接しており交流が図れております。
- ②道路網が整備されていることから市内のいずれの園にも通園することが可能です。

### (4) 胎内市における教育・保育提供地域

(1)～(3)の状況を勘案した結果、胎内市の教育・保育提供地域は市全体で1つの区域と設定します。

さらに、今後においては、少子化等を踏まえ、保育園等施設の適正配置について検討します。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の区域設定

教育・保育提供区域を胎内市全体で1区域としたため、地域子ども・子育て支援事業はすべて胎内市で1区域とします。



## 第5章 子ども・子育て支援給付事業



## 1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

### (1) 保育の必要性の認定

保護者からの申請を受け、下記の認定基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みになっています。

(認定区分)

| 認定区分               | 対象者                                                   | 対象施設          |
|--------------------|-------------------------------------------------------|---------------|
| 1号認定<br>(教育標準時間認定) | 満3歳から小学校就学前の子どもであって、幼児教育のみを受ける子ども<br>(保育の必要性なし)       | 認定こども園        |
| 2号認定<br>(保育認定)     | 満3歳から小学校就学前の子どもであって、保育の必要性の認定を受けた子ども<br>(保育を必要とする子ども) | 認定こども園<br>保育園 |
| 3号認定<br>(保育認定)     | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども<br>(保育を必要とする子ども)               | 認定こども園<br>保育園 |

(認定基準)

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育の必要性 | <p>(事由)</p> <p>①就労<br/>フルタイム、パートタイム、夜間などすべての就労に対応</p> <p>②妊娠・出産</p> <p>③保護者の疾病、障がい</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ※起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ※職業訓練校等を含む</p> <p>⑧育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて利用が必要</p> <p>⑨その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> <p>(保育必要量)</p> <p>保育標準時間 月 120 時間以上の就労等</p> <p>保育短時間 月 48 時間の就労</p> |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (2) 教育・保育の量の提供体制の確保

### ①量の見込みと確保の内容

#### 幼児期の学校教育【認定こども園】

単位(人)

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
|          | 1号    | 1号    | 1号    | 1号     | 1号     |
|          | 3-5歳児 | 3-5歳児 | 3-5歳児 | 3-5歳児  | 3-5歳児  |
| ①量の見込み   | 55    | 55    | 54    | 54     | 53     |
| ②確保の内容   | 120   | 120   | 120   | 120    | 120    |
| 充足量(②-①) | 65    | 65    | 66    | 66     | 67     |

#### 幼児期の保育【保育園、認定こども園】

単位(人)

|          | 令和7年度 |     |     |     | 令和8年度 |     |     |     |
|----------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
|          | 2号    | 3号  |     |     | 2号    | 3号  |     |     |
|          | 3-5歳児 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3-5歳児 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
| ①量の見込み   | 378   | 46  | 100 | 106 | 375   | 43  | 93  | 100 |
| ②確保の内容   | 566   | 70  | 126 | 153 | 566   | 70  | 126 | 153 |
| 充足量(②-①) | 188   | 24  | 26  | 47  | 191   | 27  | 33  | 53  |

|          | 令和9年度 |     |     |     | 令和10年度 |     |     |     |
|----------|-------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
|          | 2号    | 3号  |     |     | 2号     | 3号  |     |     |
|          | 3-5歳児 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3-5歳児  | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
| ①量の見込み   | 368   | 40  | 91  | 99  | 366    | 40  | 90  | 99  |
| ②確保の内容   | 566   | 70  | 126 | 153 | 566    | 70  | 126 | 153 |
| 充足量(②-①) | 198   | 30  | 35  | 54  | 200    | 30  | 36  | 54  |

|          | 令和11年度 |     |     |     |
|----------|--------|-----|-----|-----|
|          | 2号     | 3号  |     |     |
|          | 3-5歳児  | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
| ①量の見込み   | 364    | 40  | 89  | 99  |
| ②確保の内容   | 566    | 70  | 126 | 153 |
| 充足量(②-①) | 202    | 30  | 37  | 54  |

## ②確保方策

### 【教育】

現状の定員は量の見込みを上回っている状況であるため、計画期間は現状定員を確保します。

### 【保育】

現状の定員は量の見込みを上回っている状況であるため、計画期間は現状定員を確保します。

教育・保育どちらも量の見込みに対する施設自体の受入れは可能であることから、保育士の確保に努め、待機児童が生じないよう努めます。

人口減少に伴い、今後は保育所等の統廃合を検討していきます。

## 2 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、胎内市として、認定こども園や保育園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育や子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進します。

## 3 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産休又は育児休業明けの希望する時期に、保護者が教育・保育事業を利用できる環境を整備します。また、産休中、育児休業中の保護者に情報提供を行うとともに、相談支援の充実を図ります。

| 取組                | 事業内容                                                    | 担当課              |
|-------------------|---------------------------------------------------------|------------------|
| 利用者支援事業による相談支援    | 利用者支援事業を活用し、各家庭の実情に応じた教育・保育の紹介等を行うことにより、円滑な事業利用へと繋がります。 | 健康づくり課           |
| 地域子育て支援センターでの情報提供 | 身近な地域子育て支援センターにおいて教育・保育施設等の情報提供や相談支援を推進します。             | こども支援課<br>健康づくり課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業での情報提供  | 乳児家庭全戸訪問事業で家庭を訪問した際、教育・保育施設等の情報提供や相談支援に応じます。            | 健康づくり課           |



## 第6章 地域子ども・子育て支援事業



# 1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

## (1) 利用者支援事業

### 【事業内容】

令和7年度より、胎内市こども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、全ての子どもとその家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。これまで実施してきた子育て支援センターでの取組も継続し、身近な相談場所の確保のため、地域子育て相談機関の整備も行っています。

（地域子育て相談機関とは、地域住民からの子育てに関する相談支援のほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、子育て支援に関する情報の提供等を行う相談機関であり、保育所、こども園、子育て支援センター等、地域の身近な場所を整備していくこととされています。）

### 【現状】

平成30年度から母子保健型の利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）を開始し、妊産婦を対象に、保健師や助産師が妊娠・出産・授乳、子育てについての相談に応じ、専門的な知見から助言を実施してきましたが、令和7年度からは、新たに設置するこども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て世帯を対象に、切れ目のない支援（こども家庭センター型）を行っています。

### 【量の見込みと確保の内容】

（設置数：か所）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保数   | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ② - ①  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【確保方策】

情報の提供、助言、関係機関と連絡調整をするなど、保健師や助産師が妊娠・出産・授乳、子育てについての相談に応じ、継続して総合的に支援を実施します。

## (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

## 【事業内容】

家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤立感や不安感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。

## 【現状】

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークルの支援等を行う事業を下記の施設で実施しています。

| 施設名 |         | 場所         |
|-----|---------|------------|
| 公設  | きらら     | ほっとHOT・中条  |
|     | こっこクラブ  | ついじ保育園     |
|     | こあらクラブ  | 中条すこやかこども園 |
| 民設  | メイプルクラブ | ひだまりこども園   |
|     | なかよし    | きすげこども園    |
|     | すこやか    | 聖心こども園     |
|     | みなみ     | さわらび保育園    |

## 【量の見込みと確保の内容】

推計対象年齢：0～2歳

(年間延べ利用者数：人)

|        | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 13,118 | 12,349 | 11,620 | 10,932 | 10,284 |
| ②確保数   | 13,118 | 12,349 | 11,620 | 10,932 | 10,284 |
| ② - ①  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## 【確保方策】

子育て支援センター事業においては、子育て中の親の孤独感、不安感に対応するため、未就園児の親子の交流や情報の提供、交換ができる環境を整備し実施しております。

また、親子ふれあい広場、親子ふれあいコンサートの開催や月1回情報誌を発行して各種案内や市内の子育て支援センターの紹介等に取り組み子育て家庭の様々なニーズに対応しています。

### (3) 妊婦健康診査事業

#### 【事業内容】

妊婦と胎児の健康を守り、安心して健やかな出産をすることができるよう、定期的な健康診査の受診や保健指導に繋げることを目的として、産科医療機関で妊婦が受ける定期健診の受診に係る費用の一部を助成する事業です。健康診査を受診することで、妊娠中の異常を早期発見することができ、適切な治療や健康指導に繋げることができます。

#### 【現状】

産科医療機関で妊婦健診を受けるとき妊娠週数に応じて1～14回の助成を行います。「妊婦健康診査受診票」を母子手帳交付時に合わせて交付しています。

#### 【量の見込みと確保数】

妊娠届の見込み数を人口推計の翌年度出生数とし、これを1人当たりの受診数14回を乗じて得た数を見込み量としました。

(延べ受診回数：回)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,456 | 1,414 | 1,302 | 1,288  | 1,246  |
| ②確保数   | 1,456 | 1,414 | 1,302 | 1,288  | 1,246  |
| ② - ①  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 【確保方策】

妊婦1人当たり、14回まで助成を行い、すべての妊婦に対し必要な回数の妊婦健診が受けられるよう対応していますので、新たな確保策は取りません。引き続き事業の推進に努めます。

## （４）乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業内容】

子育て家庭の孤立化を防ぐため、原則生後4か月の乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供・助言を行います。

### 【現状】

おおむね生後4か月までの乳児がいる家庭を、保健師や助産師などが家庭訪問し、育児等の様々な相談や4か月健診、子育て支援に関する情報提供を行っています。

また、訪問実施時に、産後うつ指標により、産後うつの早期発見に努め、早期からの支援に繋がっています。

### 【量の見込みと確保数】

推計人口による出生数を訪問数の見込みとしました。

（訪問数：人）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 104   | 101   | 93    | 92     | 89     |
| ②確保数   | 104   | 101   | 93    | 92     | 89     |
| ② - ①  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【確保方策】

すべての乳児家庭を訪問する体制を継続し、訪問の結果、支援が必要な家庭に対して関連機関と連携し、各家庭に適切な支援に繋がるように努めます。

## (5) 養育支援訪問事業

### 【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保健師や助産師などによる具体的な養育に関する指導助言等を実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

### 【現状】

養育支援が必要な家庭を保健師・助産師が訪問して、家庭内での育児に関する具体的な指導、助言を行っています。

### (実施内容)

| 事業内容       | 訪問支援者等              |
|------------|---------------------|
| 専門的相談支援の実施 | 保健師や助産師などによる相談支援を実施 |

### 【量の見込みと確保数】

(利用世帯：世帯)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 36    | 36    | 36    | 36     | 36     |
| ②確保数   | 36    | 36    | 36    | 36     | 36     |
| ② - ①  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【確保方策】

引き続き対応できる体制を整え、地域で孤立し子どもの養育に課題がある家庭の把握に努めるとともに、当該家庭及び児童への支援の充実を図ります。

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業内容】

#### ＜短期入所生活援助（ショートステイ）事業＞

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

#### ＜夜間養護等（トワイライトステイ）事業＞

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養護することが困難となった場合等の緊急の場合に、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

### 【現状】

胎内市では実施していません。

### 【量の見込みと確保数】

（年間延べ利用者数：人）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | —     | —     | —     | —      | —      |
| ②確保数   | —     | —     | —     | —      | —      |
| ② - ①  | —     | —     | —     | —      | —      |

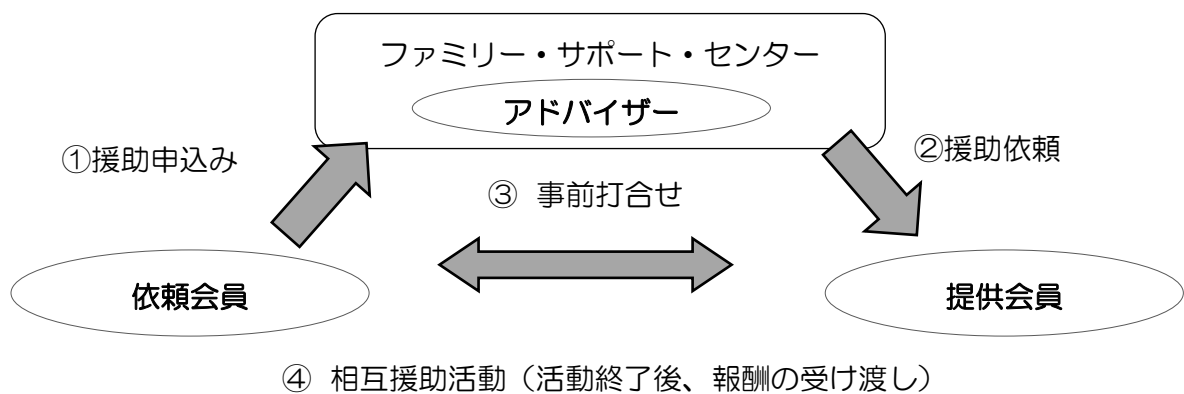
### 【確保方策】

ニーズ調査では、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ケースがわずかに見て取れることから、保護者のさまざまな理由から児童の養育が困難となった場合を把握し、対応について検討します。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

## 【事業内容】

仕事と家庭の両立を支援し、子育てしやすい地域環境を作ることとして、地域において「育児の援助を受けたい者（依頼会員）」と「援助を行いたい者（提供会員）」を会員組織として、保育所等への送迎、保育施設等の終了後の一時預かり、短時間就労や買い物等の際の育児支援などを行います。



## 【現状】

会員組織として、認定こども園や保育園等への送迎、保育施設や小学校等の終了後の一時預かりなどに対応しています。

## 【量の見込みと確保数】

（年間延べ利用者数：人）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 320   | 320   | 320   | 320    | 320    |
| ②確保数   | 320   | 320   | 320   | 320    | 320    |
| ② - ①  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 【確保方策】

計画期間は、現状の形態で対応が可能であると思われますが、情報提供に努め提供会員の登録者増を図り、さまざまな利用状況に対応できるよう努めます。

## (8) 一時預かり事業

### 【事業内容】

さまざまな理由で、家庭において保育を受けることができない乳幼児を対象に、認定こども園や保育園において、一時的に預かる事業です。

### ①認定こども園における在園児（1号認定）対象の一時預かり事業

### 【現状】

市では認定こども園を利用する園児（1号認定）を対象として、教育時間の前後などに預かり保育を行っています。

### 【量の見込みと確保数】

（年間延べ利用者数：人）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,650 | 1,650 | 1,620 | 1,620  | 1,590  |
| ②確保数   | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700  | 1,700  |
| ② - ①  | 50    | 50    | 80    | 80     | 110    |

### 【確保方策】

担当保育士の状況や園の行事等により対応ができない場合もありますが、基本的に希望者のニーズに応じた受入れを行っております。引き続き、各認定こども園の一時預かり状況を把握しながら対応に努めます。

## ②保育園等で実施する一時預かり事業

## 【現状】

保育園、認定こども園以外にもファミリー・サポート・センターなどの他の事業でも実施しています。

## 【量の見込みと確保数】

(年間延べ利用者数：人)

|        | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|--------|---------|---------|---------|----------|----------|
| ①量の見込み | 131     | 124     | 117     | 111      | 105      |
| ②確保数   | 200     | 200     | 200     | 200      | 200      |
| ② - ①  | 69      | 76      | 83      | 89       | 95       |

## 【確保方策】

保育園等で行う預かり保育は、家族の病気、看護、出産などのために家庭での保育が困難な場合に利用できる制度です。

引き続き、各保育園や認定こども園の一時預かり状況を把握しながら対応に努めます。

## (9) 延長保育事業

### 【事業内容】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の要望に應えるため、8時間の開所時間を超えて保育を行います。

### 【現状】

現在は市内にある、認定こども園、保育園において全園で実施しています。

### 【量の見込みと確保数】

(利用者数：人)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 120   | 117   | 114   | 114    | 113    |
| ②確保数   | 200   | 200   | 200   | 200    | 200    |
| ② - ①  | 80    | 83    | 86    | 86     | 87     |

### 【確保方策】

各施設において設定している延長時間を含む開園時間は、保護者のニーズに應えることができるよう取り組みます。

## (10) 病児・病後児保育事業

## 【事業内容】

保護者の就労等の理由で、病気または病気の回復期にあるため、集団保育が困難な子どもを一時的に保育する事業です。

## 【現状】

平成 29 年6月から中条中央病院の敷地内において病児・病後児保育が開始されました。

## 【量の見込みと確保数】

(年間延べ利用者数：人)

|        | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|--------|---------|---------|---------|----------|----------|
| ①量の見込み | 187     | 178     | 165     | 158      | 150      |
| ②確保数   | 194     | 194     | 194     | 194      | 194      |
| ② - ①  | 7       | 16      | 29      | 36       | 44       |

## 【確保方策】

現在実施されている病児・病後児保育が継続されるよう、支援すると共に市民のニーズを把握して、今後も病児・病後児保育を確保します。

## (11) 放課後児童健全育成事業（なかよしクラブ）

## 【事業内容】

昼間、就労等の理由で保護者がいない家庭の小学生に対して、放課後に小学校の余裕教室や施設等を利用し、放課後児童支援員を配置して適切な遊び、生活の場を提供し、児童の安全と健全な育成を図ります。

## 【現状】

市内のすべての小学校に放課後児童クラブを設置し、放課後児童支援員を配置しています。

| 施設名        | 場所          |
|------------|-------------|
| 中条なかよしクラブ  | 旧総合グラウンド交流棟 |
| 胎内なかよしクラブ  | 胎内小学校       |
| きのとなかよしクラブ | きのと小学校      |
| 築地なかよしクラブ  | 築地小学校       |
| 黒川なかよしクラブ  | 黒川小学校       |

## 【量の見込みと確保数】

（利用者数：人）

| 放課後健全育成事業<br>（放課後児童クラブ） | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（合計）              | 354   | 329   | 311   | 303    | 284    |
| 1年生                     | 87    | 82    | 80    | 85     | 69     |
| 2年生                     | 98    | 87    | 82    | 80     | 85     |
| 3年生                     | 66    | 65    | 58    | 54     | 53     |
| 4年生                     | 67    | 59    | 58    | 52     | 48     |
| 5年生                     | 27    | 29    | 25    | 25     | 22     |
| 6年生                     | 9     | 7     | 8     | 7      | 7      |
| ②確保数                    | 354   | 329   | 311   | 303    | 284    |
| ② - ①                   | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 【確保方策】

現状では、放課後児童クラブの利用割合は、低学年では5割を超え、高学年においても2割近くが利用しています。今後、市全体の児童数は減少していきますが、就労形態の多様化等の要因により、利用割合は高止まりすると見込んでおり、学校の空き教室を活用するなどし、希望する全ての児童の受入を継続します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定保育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食の提供に要する費用、日用品、文房具等の購入に要する費用等について、費用の一部を補助する事業です。

### 【市の方向性】

国・県の制度に沿って、補助を必要とする世帯に対し適正に助成を図ります。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【市の方向性】

現在、各小学校区に認定こども園もしくは保育園が設置されており、それらの施設において十分に機能を果たしているため、現状においては新たな特定教育・保育施設等の設置等の促進は不要と考えます。今後、市民から要望や意見等があった場合に考慮します。

## (14) こども誰でも通園制度

## 【事業内容】

0歳6か月から2歳までの未就園児を対象として、親の就労状況にかかわらず、毎月一定時間保育を利用することができる事業です。令和8年度にすべての自治体で本格実施することとなっており、本市でも対応が求められるものです。一時預かり事業と混同されることが多い事業ですが、利用にあたって就労状況が要件にならないことや、毎月の利用に上限があるなどの違いがあります。

## 【量の見込みと確保数】

(月間延べ利用者数：人)

|        | 令和7年度 |    |    | 令和8年度 |    |    | 令和9年度 |    |    |
|--------|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|
|        | 0歳    | 1歳 | 2歳 | 0歳    | 1歳 | 2歳 | 0歳    | 1歳 | 2歳 |
| ①量の見込み | 12    | 12 | 24 | 12    | 12 | 24 | 12    | 12 | 24 |
| ②確保数   | 12    | 12 | 24 | 12    | 12 | 24 | 12    | 12 | 24 |
| ② - ①  | 0     | 0  | 0  | 0     | 0  | 0  | 0     | 0  | 0  |

|        | 令和10年度 |    |    | 令和11年度 |    |    |
|--------|--------|----|----|--------|----|----|
|        | 0歳     | 1歳 | 2歳 | 0歳     | 1歳 | 2歳 |
| ①量の見込み | 12     | 12 | 24 | 12     | 12 | 24 |
| ②確保数   | 12     | 12 | 24 | 12     | 12 | 24 |
| ② - ①  | 0      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  |

## (15) 子育て世帯訪問支援事業

## 【事業内容】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭や妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

- ① 家事支援等
- ② 育児・養育支援等
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- ④ 地域の子育て等に関する情報提供

## 【量の見込みと確保数】

(利用延べ世帯：世帯)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 12    | 24    | 24    | 24     | 24     |
| ②確保数   | 12    | 24    | 24    | 24     | 24     |
| ② - ①  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 【確保方策】

利用者支援事業の相談支援や乳児全戸訪問、養育支援訪問等で支援が必要と把握された世帯に対し、サポートプランの作成および必要な支援を提供していきます。

## (16) 児童育成支援拠点事業（こども第三の居場所）

### 【事業内容】

様々な困りごとを抱えている児童・生徒及びその家庭を対象に、心理的安全性が担保された居場所（学校でもない、家庭でもない、第三の居場所）を提供するとともに、学習支援や体験活動等により、人や社会と関わる力、社会で生き抜く力を育みます。

### 【現状】

令和元年5月開設しました。放課後の対象児童に対し、宿題支援やプリント等を用いた学習支援を実施しているほか、遊びを通して他者との関わり方を学ぶ機会を提供し、社会性を育んでいます。

また、学校休業日には、野外活動などの体験活動を実施し、協力することの大切さや困難を乗り越える力を育んでいます。

### 【量の見込みと確保数】

（利用児童実人数：人）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |
| ②確保数   | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| ② - ①  | 5     | 5     | 5     | 5      | 5      |

### 【確保方策】

現状の受入れ可能児童数は量の見込みを上回っている状況であるため、計画期間は現状定員を確保します。

## (17) 親子の絆づくり支援事業（親子関係形成支援事業）

## 【事業内容】

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

## 【現状】

令和6年度から、1コース8回の講座を2コース実施しています。

## 【量の見込みと確保数】

（参加人数：人）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |
| ②確保数   | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |
| ② - ①  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 【確保方策】

専門機関と連携し講師の確保に努めるほか、市のこども園・保育園及び市内小学校、放課後等デイサービス、こころとことばの相談室等の施設や市報により周知し、参加を募ります。

## (18) 妊産婦等相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）

### 【事業内容】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

### 【量の見込みと確保数】

（相談人数：人）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 312   | 303   | 279   | 276    | 267    |
| ②確保数   | 312   | 303   | 279   | 276    | 267    |
| ② - ①  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

※面談実施合計回数＝妊娠届出数×面談回数3回

## (19) 産後ケア事業

## 【事業内容】

出産後1年を経過しない産婦及びその乳児を対象に、母親の心身のケアや育児指導を実施することにより、安心して子育てができるよう支援します。

- ・通所型（デイサービス型）
- ・短期入所型（ショートステイ型）
- ・居宅訪問型（アウトリーチ型）

## 【量の見込みと確保数】

(利用延人数：人)

|        | 令和7年度   |         |         | 令和8年度   |         |         | 令和9年度   |         |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|        | 通所<br>型 | 滞在<br>型 | 訪問<br>型 | 通所<br>型 | 滞在<br>型 | 訪問<br>型 | 通所<br>型 | 滞在<br>型 | 訪問<br>型 |
| ①量の見込み | 8       | 6       | 8       | 8       | 6       | 8       | 8       | 6       | 8       |
| ②確保数   | 8       | 6       | 8       | 8       | 6       | 8       | 8       | 6       | 8       |
| ② - ①  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

|        | 令和10年度  |         |         | 令和11年度  |         |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|        | 通所<br>型 | 滞在<br>型 | 訪問<br>型 | 通所<br>型 | 滞在<br>型 | 訪問<br>型 |
| ①量の見込み | 8       | 6       | 8       | 8       | 6       | 8       |
| ②確保数   | 8       | 6       | 8       | 8       | 6       | 8       |
| ② - ①  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

## (20) 医療的ケア児保育支援事業

### 【事業内容】

日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が、保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る事業です。

### 【量の見込みと確保数】

(年間延べ利用者数：人)

|        | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|--------|---------|---------|---------|----------|----------|
| ①量の見込み | 24      | 24      | 24      | 24       | 24       |
| ②確保数   | 24      | 24      | 24      | 24       | 24       |
| ② - ①  | 0       | 0       | 0       | 0        | 0        |

### 【確保方策】

相談支援体制を充実させ、受入が可能な施設を確保します。

## 第7章 子どもの貧困対策推進計画



## 1 計画策定の趣旨

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

国においては、令和5（2023）年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、同年12月に閣議決定された「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられないことがないような社会をつくる」ことが明記されました。これを踏まえ、令和6（2024）年6月には「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が公布され、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進においては、「こどもの現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐこと」、「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われること」とされました。

## 2 子どもの生活状況調査結果からみえた課題

「第2章 子どもをとりまく環境」の「4 子どもの生活状況調査結果からわかる現状」から、胎内市においても2割弱の子育て家庭が生活困難層という現状が確認されました。

具体的には、子育てにおいて、食料や衣料の購入に困難な状況があったと回答した保護者が2割を超えています。また、生活の基本経費である光熱水費の支払いで、困難な状況にあったとの回答も1割強となっています。なお、いずれの回答結果も「答えたくない」を加えると割合が増えることから、実態としては数字以上の状況であることを認識する必要があります。このことから、子どもの衣食住に関する基本的な生活を支える支援の強化が求められます。

一方で、子どもの健全な育成に必要である、本や学材の購入、課外活動で必要となる道具の購入、金銭感覚や独立心を育むことが期待されるおこづかいの渡しに関して困難な状況にあったと回答した保護者の割合が「答えたくない」を加えることで、いずれも1割を超えており、基本的な生活の支援とは別に、保育・教育に関する広い支援が求められます。

胎内市では、すべての子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、同じスタートラインに立って夢や希望を持ち、将来を目指すことができる社会の実現に向け、子どもの貧困を地域社会全体で解決すべき問題と捉え、その解消に取り組んでまいります。

### 3 計画の期間・計画推進にあたっての基本的な考え方等

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項の規定に基づき、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間で実施されます。基本理念は、子どもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐことを旨として推進します。計画推進にあたっては、子どもの貧困の背景にある複合的な要因を捉え、総合的な取組により適切に支援します。また、情報発信と伝達の方法を工夫し、ためらうことなく支援を受けることのできる環境づくりを行います。

## 4 胎内市子どもの貧困対策推進計画に基づく今後の方向性

子どもの貧困の解消に向けた対策は、保護者の経済的な困窮や就労状況、保護者や子どもの孤立、子どもの学習や健康などの複合的な要因が絡み合う中、自治体、学校、地域や民間支援機関等がそれぞれ持てる力を十分に発揮し、連携を取り合い、困窮度の高い世帯を中心に、支援を必要とする人に充分に行き届く仕組みづくりをしていくことが重要です。

胎内市では、「5つの方向性」を基に、「7つの視点」で具体的な取組を実施し、子どもの貧困対策を推進していきます。

### 【5つの方向性】

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| (1) 学校をプラットフォームとし、関係機関との連携により子ども（保護者）の支援につなげる |
| (2) 子どもの居場所づくりへの支援                            |
| (3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成                   |
| (4) 地域の実情把握                                   |
| (5) 関連施策との一体的な推進                              |

#### (1) 学校をプラットフォームとし、関係機関との連携により子ども（保護者）の支援につなげる

- ・学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付け、教育委員会や福祉、保健部局が必要な支援制度等を情報共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の働きかけにより、地域の見守りや適切な支援につなげる取組を実施します。

#### (2) 子どもの居場所づくりへの支援

- ・地域が主体となった取組への支援を行います。
- ・子ども食堂マップの作成等により子どもの居場所に関する情報発信を行います。

#### (3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成

- ・社会における子どもの貧困に関する理解を深め、地域、学校、企業等が子どもの誕生前から青年期まで切れ目ない支援を行います。
- ・効果的・効率的な支援制度等の情報発信をします。

(4) 地域の実情把握

- ・地域の実情に応じた取組を実施するため、関係者で事例の共有を行います。

(5) 関連施策との一体的な推進

- ・生活困窮者自立支援制度等の関連施策を一体的に捉え、施策を推進します。
- ・相談窓口の相互連携を強化し、地域の身近な場での相談対応を行います。
- ・教育機関との連携により支援制度等の周知を行います。

【7つの視点の具体的な取組】

|                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| <b>子どもの貧困対策</b> | 1. 困窮している世帯を経済的に支援します  |
|                 | 2. 学びを支える環境づくりを支援します   |
|                 | 3. 子どもたちが孤立しないように支援します |
|                 | 4. 保護者が孤立しないように支援します   |
|                 | 5. 安心して子育てできる環境を整備します  |
|                 | 6. 健康づくりを支援します         |
|                 | 7. 連携して取り組みます          |

1. 困窮している世帯を経済的に支援します

困窮世帯やひとり親世帯に対し、経済的支援や就労支援を実施

- ・困窮世帯やひとり親世帯への経済的支援や就労支援
- ・子どもの養育、教育にかかる経済的支援

2. 学びを支える環境づくりを支援します

家庭の経済状況にかかわらず、子どもが学ぶことができる環境を整備

- ・学びのための経済的支援
- ・学校や園における学びを支える環境づくり
- ・地域や家庭等における学びを支える環境づくり

### 3. 子どもたちが孤立しないように支援します

必要な支援が届くよう、子どもの居場所の整備や相談体制を充実

- ・地域において子どもを見守る体制の充実
- ・放課後等の子どもの居場所づくり
- ・体験、交流活動の機会の創出
- ・子どもの自立支援等

### 4. 保護者が孤立しないように支援します

社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの相談体制を充実

- ・妊婦への支援
- ・相談支援、カウンセリングの充実
- ・家庭訪問、地域における見守り

### 5. 安心して子育てできる環境を整備します

保育サービス等により、安心して子育てができる環境を整備

- ・子どもの預かり、保育体制の充実
- ・保育にかかる経済的支援
- ・生活相談支援等

### 6. 健康づくりを支援します

生活習慣の定着や食生活の見直し等の指導等により、健康づくりを支援

- ・食育・食環境の整備
- ・妊娠・出産期からの健康づくり支援

### 7. 連携して取り組みます

地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、行政だけでなく、学校、地域、民間支援機関、企業などが各ステージにおいて適切に支援

- ・民間企業や市民等と連携した取組



## 第8章 子ども・子育て支援関連施策



## 1 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。多様な働き方に対応した子ども・子育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取組を推進します。

- ・延長保育の充実
- ・両立支援制度の情報提供
- ・父親の育児参加の促進
- ・両立支援制度の適切な運用に向けた啓発
- ・企業誘致促進による就労環境の整備、充実
- ・技術者や担い手の発掘と育成支援体制の構築
- ・ハローワーク、関係機関等からの求人情報や就業支援情報の提供

## 2 少子化対策に向けた取組

より多くの若者の定住に向け、安心して働き、暮らし、そして結婚、子育てに夢を持てるような風土や人と人とのつながりをつくることを大切にした対策を進め、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組めます。

晩婚化の進行や未婚率の上昇等により、夫婦が持つ子どもの数も少なくなっている状況から、「結婚、妊娠、出産、育児」の切れ目のない支援の充実を図り、より充実した地域づくりに向け、環境の整備を推進します。

| 取組                             | 目標値                  | 担当課              |
|--------------------------------|----------------------|------------------|
| 若者の定住促進対策                      | 社会増減▲28人             | 総合政策課            |
| 結婚の希望を持っている独身男女に対する、出会いの場の提供   | イベント等の<br>市民参加率30%以上 | 総合政策課            |
| 妊娠出産を望んでいても、その機会に恵まれない夫婦に対する助成 |                      | 健康づくり課           |
| 多子世帯に対する支援                     |                      | 健康づくり課           |
| 地域における子育て環境の整備                 |                      | こども支援課<br>健康づくり課 |



## 第9章 推進体制



## 1 推進体制及び胎内市こども家庭センターの設置

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等の連携・協働により取り組んでいきます。

そのため、胎内市子ども・子育て会議を計画の評価・検証をする機関とします。

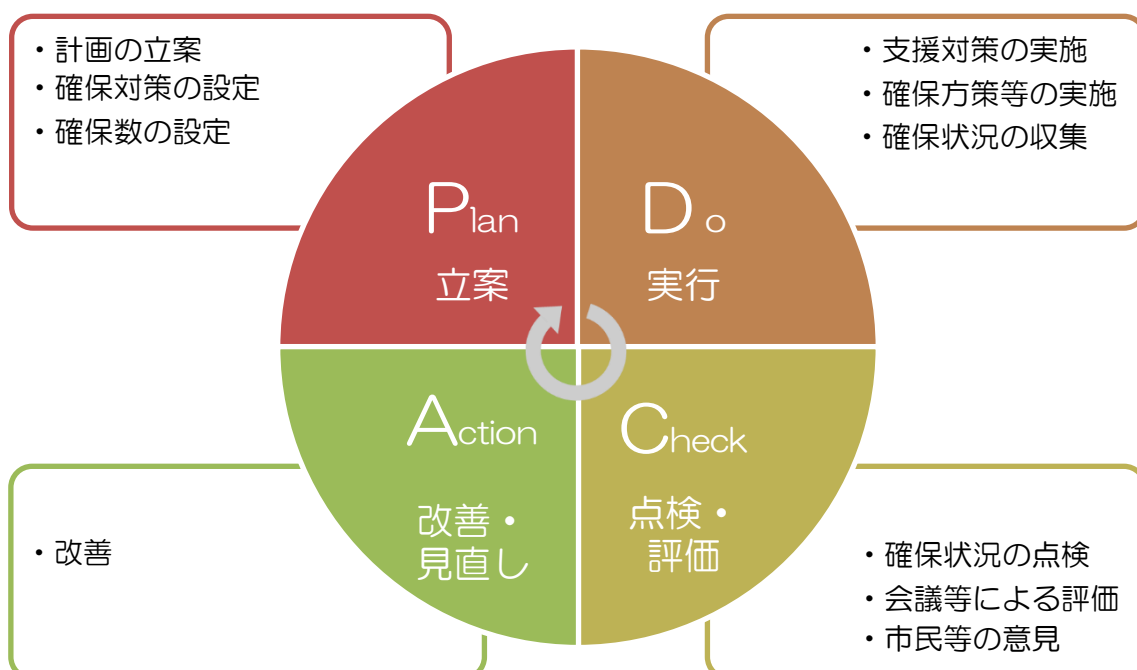
また、行政内においては、平成30年度に開設した「子育て世代包括支援センター」に変え、令和7年度から新たに児童福祉法に基づく「胎内市こども家庭センター」を設置しました。センターでは、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援と、子ども、妊産婦及び子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を、福祉・保健・医療・教育等の関係者と連携を図りながら、切れ目なく提供します。

## 2 情報公開・提供の充実

ホームページや広報誌などを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、担当部署において情報の共有化をすることで、より効率的に本計画の推進を図ります。

## 3 進捗管理

子ども・子育て支援事業計画を実行性のあるものとするために、計画の達成目標の設定、計画の実施、実施内容の点検・評価（中間時点でも実施）、改善・見直しというPDCAを確実に回して計画を推進していきます。





## ■ ■ 資料編



# 1 胎内市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 6 月 30 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、胎内市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査、審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 17 人以内で組織し、次に掲げる者又は団体若しくは機関のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域活動団体その他各種団体の推薦を受けた者
- (3) 社会福祉施設関係者
- (4) 児童福祉施設関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 公募による者
- (7) 市の機関
- (8) その他市長が適当と認める者

2 前項第 6 号の委員の人数は、2 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができるものとする。

(1) 胎内市情報公開条例（平成17年条例第11号）に規定する公開することができない情報に関し、審議等をする場合

(2) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しく支障を生じると認められる場合

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第1号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 胎内市子ども・子育て会議委員名簿

| 区 分 | 氏 名     | 所属等                     |
|-----|---------|-------------------------|
| 会 長 | 佐藤 康広   | 胎内市教育委員会 教育委員           |
| 副会長 | 菅原 梨紗   | 胎内市商工会女性部               |
| 委 員 | 熊倉 七瀬   | さわらび保育園 保護者代表           |
| 委 員 | 今井 貴代   | きすげこども園 保護者代表           |
| 委 員 | 横山 菜穂子  | きのと小学校 保護者代表            |
| 委 員 | 佐藤 一希   | ついじ保育園 保護者代表            |
| 委 員 | 時田 達哉   | 胎内市P T A連絡協議会           |
| 委 員 | 渡辺 優紀   | なかよしクラブ代表               |
| 委 員 | 皆川 恵    | 胎内市手をつなぐ育成会             |
| 委 員 | 一ノ瀬 里絵子 | 公益社団法人新潟県社会福祉士会         |
| 委 員 | 朝妻 真美   | 社会福祉法人愛宕会福祉会ひだまりこども園 園長 |
| 委 員 | 瀧澤 貴子   | 社会福祉法人きすげ福祉会きすげこども園 園長  |
| 委 員 | 眞貝 芳郎   | 胎内市民生児童委員会協議会連合会        |
| 委 員 | 山沢 正仁   | 胎内市内小学校校長代表             |
| 委 員 | 西村 広美   | 中条すこやかこども園 園長           |
| 委 員 | 池田 美奈子  | ついじ保育園 園長               |
| 事務局 | 梅津 真樹   | こども支援課 課長               |
| 事務局 | 井上 正人   | 胎内市教育委員会 学校教育課 課長       |
| 事務局 | 横内 和幸   | 胎内市教育委員会 学校教育課 学校教育係参事  |
| 事務局 | 錦織 貴晴   | 福祉介護課 障がい福祉係参事          |
| 事務局 | 石山 かおり  | 健康づくり課 子育て応援係係長         |
| 事務局 | 伊藤 祐樹   | こども支援課 こども支援係係長         |
| 事務局 | 平田 里奈   | こども支援課 こども支援係主事         |





### 第三期 胎内市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発 行 胎内市 こども支援課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

電話番号(0254)43-6111 FAX(0254)43-6200